

第七十二回  
參議院社會勞働委員會會議錄第十一號

昭和四十九年五月十四日(火曜日)

午前十時三十分開會

五月十三日

小谷  
守君  
田中寿美子君  
藤田  
裕久選任

補欠選任

橋本	平井
塩見	卓志君
繁蔵君	
俊二君	
春江君	
河本嘉久蔵君	佐藤
堀本 宜実君	隆君
高橋 邦雄君	

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

委員

鹿島 河本嘉久  
俊雄君 藏君  
佐藤 齊藤 十郎朗  
高橋 邦雄君  
堀本 宜実君  
藤原 田中寿美子君  
柏原 道子君  
中沢伊登子君  
杏脱タケ子君

○ 結核予防法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○ 戰傷病者戰沒者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 児童手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 委員長（山崎昇君）　ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

常任委員會專門員  
中原武夫君  
吉之君  
鈴木  
大藏省主計局共  
滌課長

事務局側	謹官
厚生省医務局長	滝沢
厚生省薬務局長	松下
厚生省社会局長	廉藏君
厚生省児童家庭局長	高木 玄君
厚生省保険局長	翁 久次郎君
厚生省年金局長	北川 力夫君
厚生省援護局長	横田 陽吉君
八木	哲夫君

衆議院議員	橋本龍太郎君	提出者	修正案	大臣	國務大臣	委員	政府
厚生大臣	齋藤邦吉君						

まず、委員の異動について御報告いたします。  
昨十三日、小谷守君が委員を辞任され、その補  
欠として田中寿美子君が選任されました。  
また、本日、平井卓志君が委員を辞任され、そ  
の補欠として佐藤隆君が選任されました。

○委員長 山崎昇君 結核予防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題とします。  
質疑を行ないます。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○藤原道子君 私は、先日質問いたしましたけれども、時間の関係で抜けたところがたくさんござりますので、それを補充して質問させていただきます。  
そこで、結核の現状から見まして、将来、結核対策全般についての展望をまずお聞きしたいと申します。  
○政府委員(三浦英夫君) 結核につきましては、この前御説明しましたとおり、たとえば死亡率に一例をとりますと、昭和四十七年の死亡率は人口四十万対十一・九人、十万人のうち一人が死亡されるというものが最近現状になつております。ちなみにこれを昭和二十五年と比べますと、昭和二十五年当時は人口十万に對しまして百四十六人の死死亡率となつております。二十数年間の間に死亡率の一例をとりますと、昭和四十八年の三月には半分の十万四千人まで、かつては国民病といわれおりました結核につきましても、その後の医学の進歩、あるいは薬

剤の進歩、さらには国民生活の向上等によりまして、一応結核につきましては、これまでの国民病といわれた見地からは、かなり改善を見せてきてるような次第でございます。そういうような観点から、今回の改正につきましては、特に健康診断と予防接種につきまして、それも特に年齢の低い層、小中学生あるいは幼稚等につきましての改善案を小中学校の中でも健康診断をいたしまして、結核の発見率が二名ということになつております。一方、現在の結核のむしろ中心とされますのは、そういう小中学校のような学童ではなくて、たとえば中小企業者であるとか、あるいは農山漁村であるとか、あるいは年齢の高い層に結核がまだかなり多く出ているような現状でございます。こういうような現状にかんがみまして、小中学校の健康診断、あるいは予防接種のほうを従来よりも合理化をして、その力をこれからは中小企業とか、あるいは高年齢層とかいう方々に対して結核対策の重点を移していくことなどござります。

特にこれに加えまして申し上げますのは、小中学校等の場合につきましては、最近エックス線による被曝の影響等が云々されております。もちろん結核のエックス線健診による被曝というものが、それ 자체が被曝にどうこうということはございませんが、不必要なやはりエックス線の照射等ができるだけ少なくしていくことが、これからのがんの健康、特に小中学生のような小さい、若い年齢の層に対しましては、エックス線の不必要的被曝はできるだけ少なくしていくことが必要だということになつてくるわけであります。こまでは、小中学校等の予防接種とか健康診断と

いうものを合理化いたしまして、その力をこれからいま申し上げたはうへ振り向けていこうといふことでございます。

問題は、先生御指摘のこれから展望というごとでござりますが、わが国の結核の現在の位置がどうしたことかといふことでございますが、なかながこれを諸外国と比較するのはむずかしい点がござりますが、一応先ほど申し上げました結核の死亡率と、うる観点から比較をいたしますと、先ほど申し上げましたとおり、わが国の結核の死亡率は、昭和四十七年で人口十万に対しまして十一・九人といふことでござりますが、これをさらに先進国と比較をいたしますと、たとえばアメリカに例をとりますと、現在は人口十万に対しまして一・四人になっております。西ドイツが人口十万に対しまして八・三人となつております。かような状況からいたしまして、わが国の結核は先進国に比べますと、まだこれからもさらに努力を続けていく必要があることは十分に認められるところでございます。したがいまして、これらの結核対策の中心といたしましては、結核の比較的層の多い、先ほど申し上げました中小企業であるとか、あるいは農山漁村であるとか、あるいは高年齢層、こういう方々に対しまして結核対策の重点を移していく、必要により健康診断の強化であるとか、あるいはそういう家庭の患者管理の強化であるとかいうような対策をもつと推し進めていって、私はそういたしますと、ここ数年を出すして、十年程度以内には先進国域に達するであろうと、こういうような見通しを持つておるような次第でございます。

○藤原道子君 私は、口だけではなくて、真剣にやつてもらわなければ困ると思うのです。昭和四十八年十一月に結核予防審議会から「結核健康診断及び予防接種の実施方法について」という答申が出ておりますが、その中の施策の実施にあたり留意すべき事項については、今後どのようにお考えをお持ちですか。

○政府委員(三浦英夫君) 今回の法案を提出する

いうものを合理化いたしまして、その力をこれからいま申し上げたはうへ振り向けていこうといふことでござりますが、わが国の結核の現在の位置がどうしたことかといふことでございますが、なかながこれを諸外国と比較するのはむずかしい点がござりますが、一応先ほど申し上げました結核の死亡率と、うる観点から比較をいたしますと、先ほど申し上げましたとおり、わが国の結核の死亡率

にあたりまして、結核予防審議会といふ厚生大臣の諸機関がござりますが、そこに結核関係の方々が専門の方々が委員として入つておられます。その結核予防審議会に諮問をいたしまして、その意見に基づきまして法改正の御審議をお願いしておるわけでござりますが、その際、先生御指摘のとおり、結核予防審議会のほうから、今後留意すべき事項として四点ほど指摘を受けております。

具体的に申しますと、第一点は、受診漏れをもつと解消しなさいと、こういうことがいわれております。現在の健康診断の受診につきましては、小中学校とか、あるいは事業所などによく一団の、一つの職場なりあるいは学校なりといふようなグループで集まっているところにつきましては、比較的受診漏れが少ないわけでございますが、先ほど申し上げましたような中小企業の方とか、どから申し上げましたような高年齢層といふように、たとえば農山漁村の方、また高年齢層といふ方々につきましては、確かに受診率がそういう方々に比べて四〇%とか四五%といふような低い率になつております。そういう方々の受診漏れの解消につきまして、一段と努力をせよと、こういふ御指摘が第一点でござりますが、まさに御指摘のとおりでございまして、私どもとしましては、この二つを指導いたしまして、受診漏れの解消に一段と努力をしてまいりたいと思っておる次第でございます。これが第一点でございます。

第三点の御指摘は、問題は、その健康診断なりあるいはBCGの予防接種につきまして精度を減つてくる、この力をこういう方面に、都道府県その他を指導いたしまして、受診漏れの解消に一段と努力をしてまいりたいと思っておる次第でございます。これが第二点の御指摘でございます。

国民健康保険の仕組みを健康保険における保険給付と同一にするか、または老人医療における公費負担のないように国民健康保険を優先し、保険給付の及ばないというところを公費負担とすべきではないかと思いますが、この点についてはどのようにお考えでありますか。

結核のような伝染病に対しては、社会防衛の見地に立つならばすべて公費負担としてやるべきだと、かように考えますが、お伺いいたします。

○政府委員(三浦英夫君) 藤原先生御指摘のとおり、現在国民健康保険に加入をしていらっしゃる方が結核のいわゆる公費負担の対象者になりますと、まず公費負担がその方に對して適用されます。それから第二点の御指摘は、定期外健康診断の強化ということをいっておられます。定期の健康診断というのは、御承知のとおり、年一回時期を定めて集団健診をやつて、健診をする方法でござりますが、それ以外に、たとえば患者の家族に特別に定期以外の健康診断をすると、あるいは小学校なり幼稚園のたとえば教職員の方が、もし結核におかかりになつたような場合には、そこの学校の学生、生徒さん、あるいは児童等につきましても、この法律改正が御審議の結果、成立し

とられております。これがいわゆる定期外の健康診断と称しているものでございます。これにつきましては、四十九年度の予算におきましてはござります。したがいまして、私どももその線に沿いまして、定期外の健康診断を充実すべく、予算額におきましては、昨年度に比べまして三〇%くらいの予算の増をはかっているわけでございますが、これによりまして必要に応じ、時宜に適した健康診断を、先ほど申し上げましたように、患者がおられるところの家族に対する定期外健康診断とか、あるいは学校の教職員の先生方がもしも結核におかかりになったような場合には、その児童生徒に対する健康診断とか、いろいろなものももつと強化をして、時宜に適した措置をとつてまいりたいと思つて、ようやうな次第でございます。

○藤原道子君 私は、そこで伺いますが、中小企業とかそうした人たちの医療ですけれども、公費負担医療と国民健康保険との調整についてはどう、いろいろに考えております。

結局、公費負担医療と国民健康保険の医療給付の調整については、現在三割の自己負担がありますが、他の社会保険の場合と同様に無料となるよう改善すべきではないかと思いますが、この業界といふうな組織を行政運用でつくつてしまつて、監視体制につきまして万遺憾なきを期したいと思って、いる次第でございます。

፲፻፭፻

ただ、この公費負担の問題につきましては、一  
つは現在厚生省の中で、先生がこの前の御質問の立  
場にござらないで、公費負担のあり方について  
の検討会が現在設けられておりますので、その検  
討をもつと早く進める、そうして公費負担のあり方  
全体についてすみやかに結論を出して、その線  
に沿って結核予防法につきましての公費負担のあ  
り方につきましても検討を加えていきたい。こう  
いう方向で考えてみたいということが第一点と  
それから第二点といたしまして、この前も申し上  
げましたけれども、現在自己負担につきましても、  
本年の五月から自己負担の所得の階層に応じた緩  
和策につきましても措置を講じたような次第でござ  
いますが、さらに状況にわたつてもこの緩和策を、  
さらに所得制限の緩和を進めしていくことによ  
つて、事実上国民健康保険の方々もかなりま  
たはうから検討を進めていきたいと思っておるよ  
うな次第でございまして、いま直ちに制度の立てか  
れを直すということにつきましては困難じゃないか  
と思う次第でございます。

それからもう一つの御指摘は、結核の医療とい  
うようなものは社会防衛じゃないか、したがって  
自己負担を徴収するということがそもそも不適当  
で、むしろ社会防衛の見地から全額国庫負担とい  
うか、公費負担にすべきではないかという御意見を  
が第三点の御質問であったかと思う次第でござ  
ります。ただ、この問題につきましては、実は国民  
病である結核病を撲滅したいと、こういう観點か  
ら、昭和三十五、六年当時から、この結核予防法の  
現在の制度の中にあります從業禁止、命令入所の  
用をはかつてきただけでございますが、ちなみ  
によるいわゆる公費負担、この制度を活用をして、  
結核予防対策を推進をしていきたいと、こうい  
う観点から昭和三十五、六年当時からこの制度の活  
用をはかつてきただけでございますが、ちなみ

昭和三十五年のいわゆる従業禁止、命令入所によって公費負担で医療を受けておられた方が五千九百人であったわけでござります。それが昭和四十年には九万七千になつております。つまり、昭和三十五、六年ころからひとつこの制度を活用いたしまして結核撲滅対策をやりましょうという観点から取り上げて、五千九百人がこの五年間の間に九万七千人に累増をしたわけでござります。

ちなみに、昭和四十七年には六万二千人にこれが減つておりますが、と申しますことは、社会防衛ではございますけれども、この制度を活用したという観点が入つてしまいまして、社会防衛であると同時にやはり一つの社会保障の政策の一環として当時取り上げてこられたような関係にございます。そういう社会保障という関係から取り上げたということになりますと、社会保障という考え方で申しますと、一先生に申し上げるのは私に説法でございますけれども、やはり応分の御費用の負担はあってしかるべきだと、所得のある階層の方は御負担をしていただいてしかるべきだと、こういう観点が一方において入つてしまつまつので、所得制限の緩和につきましては今後とも努力をしてまいりたいと思いますが、これを撤廃をいたしまして、全額公費負担でまかなえといふことにつきましては、現在のそういう考え方からまいりまして、おことばを返すようでござりますが、非常に困難なことかと思つておる次第でござります。

そこで私は統いて——、時間がないので答弁も少しあつかりしてよ、もうこんなにたっちやつて、私は質問が困つちまう。

そこで、沖縄県における結核対策、これについて伺いたいんです。結核対策の沖縄における現状はどうですか。結核の蔓延率、患者の状況、健康診断及び予防接種の状況、医療機関における療養の状況等についてはどのようになつてあるか、これをお伺いたい。

○政府委員(三浦英夫君) 総括的に申し上げますと、沖縄県の結核の状況は全国の平均に比べて比較的良好な状態にございます。これを若干数字で申し上げますと、現在の沖縄県の結核患者数は約六千四百人、そのうちで活動性の結核患者数が約三分の二、四千人くらいの程度でございます。

なお、これを有病率とかあるいは罹病率等に比べますと、沖縄県の場合の有病率は人口十万に対する四一五・七、全国平均が五三七・〇でござりますから、比較的有病率も沖縄県では全国平均より低いようでございます。あるいは死亡率をとりましても、人口十万に対しまして沖縄県がしまして四一五・七、全国平均が先ほど申し上げましたように一・九でございますから、低いようでございます。さらに、健康診断の受診率等につきまして、実施率というもので見てまいりますと、沖縄県が全人口に對しまして五一・二%の実施率になつております。全国平均が四一%でございますから、これにつきましても沖縄県は結核につきまして非常に御協力をいただいている、かような現状のようでござります。

○藤原道子君 沖縄の医療機関、これはあとあわせて聞きますよ、それが本土に復帰当時は結核対策については保健所が中心として結核患者の治療を行なつて、あれから二年を経過した今日においてはどのようになつておるか。医療機関等が著しく不足している現状では、結核対策について万全の措置がとれるのかどうか、お伺いしたい。

きょうの新聞を見ると、沖縄の人たちが日本へ復帰したことを喜んでいる人が半分以下になつてゐるですね。こういう点から、医療問題等についても特に伺ひしていきたい。

○政府委員(三浦英夫君) 沖縄県におきます保健所と結核の治療関係でございますが、確かに先生御指摘いただきましたとおり、沖縄県の保健所は本土の保健所と違いまして、いわゆる結核の治療に当たっております。保健所が沖縄県に七つござりますが、そのうちの一番中心となる那覇の保健所の例でとつてみると、外来の結核患者さんのうちの九五%は那覇の保健所で外来治療を行なつております。したがいまして、那覇よりもさらに僻地の他の保健所におきましてはこの九五%の数字はもつと高くなるかと思いますが、よつて来たる原因といたしましては、沖縄県におきましては結核の関係の医療機関が不足をしているとか、あるいは医師の数が足りないとかというのが原因でございまして、二年前の状況と今日とではさして変わらないようですがございます。基本的には保健所は治療から予防へと移行するのが適切なことでございますが、ただ沖縄県の事情等もありますので、今後医療機関の整備あるいは医師の充足等と相ましまして、保健所の予防活動への移行へといふことの行政指導をしてまいりたいと思っておる次第でござります。

なお、沖縄県につきましては、特に沖縄県の方々で本土の病院で御治療を希望される方につきましては、國の予算で本土への渡航費を計上いたしました。それで本土への適切な医療機関のほうに入つて、それでおきましては、非常に高くなるかと思いますが、その方がたとえば數字で申しますと現在六十人ほどに達しております。そういう、單に沖縄県だけの医療機関の整備でなくして本土の御希望する場所での治療といふこともしていただきまして、万全を期したいと思っておる次第でござります。

○藤原道子君 沖縄の結核の現状を見ると、結核患者は六千四百四十二人とおつしやいましたね。

活動性結核患者数が四千二十八人ということになつていますね。ところが、これに対して結核病床の数は七百七十五という事になつてます。所と結核の治療関係でございますが、確かに先生御指摘いただきましたとおり、沖縄県の保健所は本土の保健所と違いまして、いわゆる結核の治療に当たっております。保健所が沖縄県に七つござりますが、そのうちの一番中心となる那覇の保健所の例でとつてみると、外来の結核患者さんのうちの九五%は那覇の保健所で外来治療を行なつております。したがいまして、那覇よりもさらに僻地の他の保健所におきましてはこの九五%の数字はもつと高くなるかと思いますが、よつて来たる原因といたしましては、沖縄県におきましては結核の関係の医療機関が不足をしているとか、あるいは医師の数が足りないとかというのが原因でございまして、二年前の状況と今日とではさして変わらないようですがございます。基本的には保健所は治療から予防へと移行するのが適切なことでございますが、ただ沖縄県の事情等もありますので、今後医療機関の整備あるいは医師の充足等と相ましまして、保健所の予防活動への移行へといふことの行政指導をしてまいりたいと思っておる次第でござります。

○政府委員(三浦英夫君) 活動性の患者さんがすべて入院をするわけでございませんで、現在入院をされておる患者は、ベッドの七百七十五に対しまして七百二十程度の方が入院をされておりまして、若干ベッドのゆとりはあるような次第でございます。

○藤原道子君 私はね、四千二十八人が全部入院なんと言つておるんじやないんです。入院したくもできないということばを私に言つてきている人があるんですよ。入院したいけれどもできない、何とかできないでしょかという声があるんですね。だから、その扱い方に問題がある。これを私は非常に心配しているわけなんです。沖縄県においては医療機関が不足していることはほんとうに私は明らかだと思う。かかる実態では結核予防対策に万全を期することはできないんじゃないかと思う。医療機関や医師が少ないために、公衆衛生の向上をはかる保健所が結核の治療に追われているのも変則な状態であるといわなければならぬ。はたして公衆衛生活動は十分機能を発揮できまい。はたして医学部設置が実現しますと、医学部は新しい形のものが検討されておるようでございます。

〔委員長退席、理事須原昭二君着席〕

それから、沖縄県における医師の数は、人口十万対四十一・八なんです。全国平均の百十六・七でいうと三分の一ですね。それから宮崎県と比較すると、八十九・四ですか、二分の一以下になつてゐるんですね。これらに対して、医師及び看護婦等の養成確保はどのように行なつておいでになります。

○藤原道子君 沖縄の結核の現状を見ると、患者は六千四百四十二人とおつしやいましたね。

○政府委員(瀧澤正君) 沖縄の医師、看護婦の数につきましては、先生御指摘のように、確かに約三分の一という実態でござります。で、当面の課題といたしましては、後段に御質問のございまして、本土から沖縄に僻地の医療等を含めまして医師の派遣をいたしておりますし、それから県立病院等に対しても約四千万の予算をもちまして医師の派遣をいたしております。しかしながら、基本的には沖縄の医師の確保は、たゞいま文部省で検討いたしております琉球大学医学部設置の問題が実現しませんと、やはり画期的な充足対策は困難であろうと思つております。現状では、沖縄の高校卒業生を国費、国の費用をもしまして本土の医学部に入学させておりまして、これが從来、今までに六百八十人はどの該当者が本土に来ておりますが、実際帰還して沖縄で医療に従事する方が七〇%程度でございまして、この制度は医学部が設置されれば、その時期を見ても廃止されると思いまますので、現状では、こちらからの派遣、それから向こうから医学部への受け入れ、こういうことで医師の養成をいたしております。

○藤原道子君 そこで、私、沖縄へ行つたときに、離島ですか、そういうところに病人が出た場合には非常に苦労していらっしゃる。看護婦さんたちが行くとか、医者をさがすとか、たいへんな状態でございましたが、その点についての考え方はどうなつておられるのか。

○政府委員(瀧澤正君) 失礼いたしました。

僻地と申しますが、離島、無医地区対策でございますが、これにつきましては、先ほどちょっと触れましたように、県立の診療所が十五、市町村立が八、それから医介輔という特殊な制度がございまして、これがおられます診療所が十四ござります。で、この県立十五等に本土から医師を四分の三の補助率をもつて援助いたしておりまして、僻地診療所に勤務していただいておるわけでございます。

それから、沖縄県ではヘリコプターの使用が非常に重要でございますので、予算をすでにつけまして用意してござりますが、これが運営が非常に困難でござりますので、県直接の運営でなく委託いたしておるようでござりますが、これも本土における自衛隊等のヘリコプターの輸送と同様、離島からの特殊な重症患者の輸送につきましては那覇の中央病院、中部病院等、その他にヘリコプター輸送をやっておるわけでござります。そのほか、

まさに三百五十床移す予定であります。そこに一般病床約二百五十床を加えまして、約六百床の国立療養所がありますが、一般病院の機能を兼ねたものを、たゞいま予算九億で入札も済みまして着工の運びになつております。これにどうしても看護婦養成施設を設置いたしたい、こういうことで国直接の看護婦養成はらい療養所に准看一ヵ所ございますが、看護婦の養成につきましては新たに設置する国立の療養所に設置いたしたい。

その他、県立病院等につきまして、中部病院あるいは那覇病院というようなものに県と相談しながら看護婦養成の施設の設置を推進いたしました。こういうふうに考えております。

○藤原道子君 そこで、私、沖縄へ行つたときに、離島ですか、そういうところに病人が出た場合には非常に苦労していらっしゃる。看護婦さんたちが行くとか、医者をさがすとか、たいへんな状態でございましたが、その点についての考え方はどうなつておられるのか。

○政府委員(瀧澤正君) 失礼いたしました。

僻地と申しますが、離島、無医地区対策でございますが、これにつきましては、先ほどちょっと触れましたように、県立の診療所が十五、市町村立が八、それから医介輔という特殊な制度がございまして、これがおられます診療所が十四ござります。で、この県立十五等に本土から医師を四分の三の補助率をもつて援助いたしておりまして、僻地診療所に勤務していただいておるわけでございます。

それから、沖縄県ではヘリコプターの使用が非常に重要でございますので、予算をすでにつけまして用意してござりますが、これが運営が非常に困難でござりますので、県直接の運営でなく委託いたしておるようでござりますが、これも本土における自衛隊等のヘリコプターの輸送と同様、離島からの特殊な重症患者の輸送につきましては那覇の中央病院、中部病院等、その他にヘリコプター輸送をやっておるわけでござります。そのほか、

まさに三百五十床移す予定であります。そこに一般病床約二百五十床を加えまして、約六百床の国立療養所がありますが、一般病院の機能を兼ねたものを、たゞいま予算九億で入札も済みまして着工の運びになつております。これにどうしても看護

病院といふもののやはり親元病院としての機能を充実する必要がございますので、これも法に基づきまして補助率四分の三という本土と違う高率の補助をもちまして援助いたしておるわけでござります。

いたしましても、基本的に、医師、看護婦、まあ離島では特に保健婦の駐在活動が非常に住民に一つの期待を与えておるわけでございま

すが、しかし、保健婦でござりますので、仕事の限界がござりますけれども、いたしましても、県立、市町村立等をもちまして、できるだけこの離島における診療の確保ということ、それから、それへの本土の医師の派遣ということで、ぎりぎりのところ医療の確保につとめているというのが現状でござります。

○藤原道子君 この点については非常に心配な点がござりますので、真剣に対策を立ていただきたい。もっと追及したいのですが、それは時間がございませんので。——本土と同様、沖縄に対しての医療対策、それから看護婦の養成、離島に対する対策等は非常に真剣に実施していただきたいということを強く要望しておきます。

そこで、結核がたいへんよくなつたとかなんとか言つていもけれども、先日も、四月二十三日ですか、の新聞で滝野川の私立幼稚園で肺に空洞のできていた重症の先生が発熱してから五ヵ月も園児たちに接触していたことが大きくなり上げられておりましたが、地元の滝野川保健所が過去一年間にこの先生と接触のあった園児百二十人のうち百十六人の検査をしたところが、強い反応を含めて九〇%に当たる百五人が陽性であることがわかった。普通、小学校新入生の場合、陽性は五〇%から六〇%といわれておりますが、この数字は異常に高いといわれて、園児の母親たちが大きなショックを受けております。

同様の事件が昭和四十五年の六月、沖縄高江洲といふんですか、の小学校二年生が担任の先生からうつされた集団発生事件がある。また、最近伝えられるところでは、大阪の某私立高校において

四十八年に集団発生事件が認められております。私は、この種事件は今後防止できるかどうかといえども、残念ながらその期待がきわめて薄い。なぜなら、この滝野川保健所管内だけを見ても、幼稚園保育所は、公立八、私立十五カ所あるが、公立以外はほとんど健康診断が実施されていないといふんです。

○藤原道子君 結核予防法及び労働基準法と新たに制定された労働安全衛生法、学校保健法等によつて、労働安全衛生法、学校保健法等により零細企業、学校などにはその従事者の健康診断が義務づけられているけれども、必ずしも実施されていない。

○政府委員(三浦英夫君) 結核予防法及び労働基準法と新たに制定された労働安全衛生法、学校保健法等によつて、労働安全衛生法、学校保健法等により零細企業、学校などにはその従事者の健康診断が義務づけられているけれども、必ずしも実施されていない。

○藤原道子君 受診者数二万八千百二十人、患者発見率は〇・一三%で、この発見率は使用者の行なう定期健康診断の約四・三倍であつたといわれております。この健診の重要性をどうお考えになりますか。この点について伺いたい。結局費用の関係でそういうところの健診が行なわれていない。これに対して東京都では、こういう費用を出してやらしておるが、國のほうでは何もしてないでしよう。これは一体どうなんですか。

○政府委員(三浦英夫君) 健康診断の単価が低い

といふ御指摘だと思います。確かにそういう面がございましたので、四十九年度におきましては、たとえばツベルクリンの反応検査の検査料につきましては七〇%、X線の間接撮影につきましては五〇%，BCGの接種につきましては三〇%と、かなり単価は引き上げさせてもらつたつもりでござります。もちろんこれでは十分とは申しません

いる。こういうことに対する真剣の対策をしてもらわなきゃ國民は安心してられないじゃないですか。この結核予防法及び労働基準法と新たに制定された労働安全衛生法、学校保健法等によつて零細企業、学校などにはその従事者の健康診断が義務づけられているけれども、必ずしも実施されていないので、これが結核患者が偏在する大きな要因となつているのじゃないか。

そこで、結核予防法第十一条では、健康診断実施者に、保健所長を経由して都道府県知事に通報または報告することを義務づけているけれども、なぜでしょう。問題は費用の問題なんです。東京都では、昭和四十年度から零細企業の使用者に呼びかけて、都費で三十人以下の事業所を対象として健診を実施し、四十七年度は三十九保健所で、受診者数二万八千百二十人、患者発見率は〇・一三%で、この発見率は使用者の行なう定期健康診断の約四・三倍であつたといわれております。この健診の重要性をどうお考えになりますか。この点について伺いたい。結局費用の関係でそういうところの健診が行なわれていない。これに対して東京都では、こういう費用を出してやらしておるが、國のほうでは何もしてないでしよう。これは一体どうなんですか。

○政府委員(三浦英夫君) これは、この点につきましては、その点は進んでおります。

○政府委員(滝沢正君) この点につきましては、公私立、——私立の結核療養所というものの維持が非常に困難であるというのが実態になつてまつておりますし、入院患者も結核医療の進展に伴いまして地域的には入院すべき人が家庭の事情

その他で入院しないというような実態もありますけれども、これを長期的に考えますと、わが国の結核対策上、経営が困難であるという理由だけで

結核病床が自由に他の、まあ率直に申して、自由に他の医療機能に変わつてしまつることをこのままにしておきますと、私は結核対策というものは最終的にはやはり隔離の原則と、いわゆる伝染性疾病としての感染患者と隔離といふことの大軒大腰であると私たちを考えます。したがつて、この健康診断、貧しいところ、零細などさらに滝野川幼稚園事件のごとき問題の危険性を増大させるものであると私たちを考えます。したがつて、これらに対しても国がもっとと責任を持つて健診してもらわなければ安心できないじゃないですか。國の方針はどういうふうに考えていらっしゃるか。

○政府委員(三浦英夫君) 先生御指摘の点につきましては、今後小中学校のX線被曝等の影響から

きます、できるだけそういう健診の数を減らされただその余力を、先生御指摘のとおり、いまの結核対策の重点は中小企業であるとか高年齢層であるとかいう点でござりますので、私ども、國、都道府県、市町村、保健所、力を合わせて、今後強力な対策の手を進めてまいりたいと思っています。そこで、先日質問いたしましたけれども、結核診断等を実施しやすいよなことにさらに努力を

いたいと思つておきます。

○藤原道子君 表面だけのことと言わないで、実際にやつてもらわなきゃ困るんです。今後もそれを強く要望しておきます。

そこで、先日質問いたしましたけれども、結核

専門の病院が老朽化したとか、他の疾患や他の事

業——中にはマンションを営業をしているものも

に総合して各県ごとの地域的なやはり結核最終拠点的な病床の確保という問題を考える必要があるという意味でございますので、今後に向かって具体的に検討してまいりたいと思っております。

○藤原道子君 老人、重症者をスムーズに受け入れさせるために助成をつける考え方がありますか。

それから結核ではやつていけぬというような拒否の態勢がないように指導していかなきゃならない。現実に病床が一ぱいだと、あるいはまた看護婦が足りないとかといって入院患者が拒否されてしまう、こういうことを調べておいでになるか。もし、それがあるならば、それがスムーズに入院できるような対策をこの際はつきり言明してほしい。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持っておやりになつていいかどくか。

それから結核予防法六十条による非営利法人への補助は、前回審議官によれば、病床確保のためとして、昭和三十五、六年で二十六万床確保ができたから、この法律による補助は無理と言つた。しかし、滝沢局長の答弁でも、結核病床の確保の必要を認めて大臣も結核病床の老朽化を指摘されましたが、それでもなおこの法律による助成ができる理由は何であるか。

この条文は運営費の補助も規定しているが、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、赤字で困つて身売りをしたり転換したりしているのだから、——運営費の二分の一以内を補助する考えはないのでしょうか。なぜこの条文を死文とするのかについて伺いたい。

結核いちばんやつてきて、いま経営困難におちいり、病院を縮小し、一部を他疾患に転換を迫られ、土地を切り売りしている財団法人結核予防会に対し、予防法六十条を適用できないのでしょうか。三〇%近い赤字をいかにして埋めるか、助成はいかなる方法によつてもできないのか。医療法

三十二条による公的医療機関として認可して、日本等のように助成できないのか、その点を伺いたいと思うのです。

結核予防会も結核から手を洗い、転換するなり、会そのものを解体してよいのか非常に問題は切迫しておる。十二億からの赤字がある。国立療養所へ入院できない人もここが引き受けている。

○政府委員(滝沢正君) 前段の問題につきまして、かなり明確な御質問でございましたけれども、私はそれほど自信を持った、あるいは予算の獲得という将来のことについてそんな明確なお答えはしていないはずでございますが、私の判断は先ほど申し上げましたように、運営といふことにこだわつたために結核対策に事欠くような、わが国の病床の確保ができないような実態にならないようになりますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

予防会の対策につきましては十分検討してまいりたいと思っておる次第でございます。

○藤原道子君 十分検討するすると言うけれども、一向進まないので、真剣に検討してください。

私は、この間も赤坂御苑で秩父宮妃殿下がすつとあいさつに回られまして、私の前においでになつて、結核で苦労しておりますが、この間本当にありますけれども、私はただおおじやだめなんです。

○政府委員(滝沢正君) 前段の問題につきまして、かなり明確な御質問でございましたけれども、私はそれほど自信を持った、あるいは予算の獲得という将来のことについてそんな明確なお答えはしていないはずでございますが、私の判断は先ほど申し上げましたように、運営といふことにこだわつたために結核対策に事欠くような、わが国の病床の確保ができないような実態にならないようになりますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

これが一日おきなんです。東京都では毎日ついている。これがきょうの朝。それからきのうのこれはお昼のパンと牛乳です。それからこれが(ナツミカン提示) いままで毎日ついていた。これが一日おきにこういうふうに半分しかつかない、何にもないのでよ。このパンと、それからこれが毎日ついておったのが半分で一日おきなんです。それで牛乳、これがお昼なんです。それからこれが晩の御飯ですね。おこうことです。これと/orにあります。この間の答弁だけじゃダメうあいさつ、今後ともよろしくお願ひいたします。

こう言われたので、私は胸がぐつといたしました。いままであれだけ苦労してきた予防会を何とかするように真剣に考えていただきたい、十二億からとにかく、結核で苦労しておりますが、この間本当にありますけれども、私はただおおじやだめなんです。

私は、この間も赤坂御苑で秩父宮妃殿下がすつとあいさつに回られまして、私の前においでになつて、結核で苦労しておりますが、この間本当にありますけれども、私はただおおじやだめなんです。

私はそれほど自信を持った、あるいは予算の獲得という将来のことについてそんな明確なお答えはしていないはずでございますが、私の判断は先ほど申し上げましたように、運営といふことにこだわつたために結核対策に事欠くような、わが国の病床の確保ができないような実態にならないようになりますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

それで、この間滝沢局長が、医労協、患者同盟との会見の際に、五十年度から結核患者の入院拠点づくりをし、助成をつける、と言明されたといいますけれども、これは確信を持つておやりになつていいかどくか。

私は泣きたくなるくらいかわいそうになります。この点も加えまして、今後結核対策を真剣に考えてほしいことを強く要求して、大臣の結核対策に対してお考え方をこの際真剣にお伺いをしたい

○國務大臣（齋藤邦吉君） 前回に引き続きまして、本日もまた非常に御熱心な御質疑を続けていただきましたことを、深く私は敬意を表するわけでござります。

結核問題はほんとうに戦争前は国民病といふことで青少年の諸君が身心ともにいためつけられたのでござりますが、戦後の栄養の改善、医学衛生の進歩によりまして、この国民病という汚名だけはぬぐい去ることが私はできたと思います。しかしながら、これで私は安心していいという段階ではないと思うのです。国民病の名前はなるほど消すことができましたけれども、まだまだやはり油断はできない、こういうふうに考えておるわけですが、まことに、寺内信彦の「十箇内女官配置十箇

をつくるとか、古い病床の整備をするとか、いろんな問題があるわけでございます。さらにまた入所をいたしております患者につきましては、やはり食事というのは結核患者にとっては一番大事なものでございます。実は、私も昔結核をやったことがありますから、医学美学だけでなしに、やはり栄養というものは非常に結構患者にとっては大事な要素でございます。そういう点について真剣に努力をしていかなければなりませんだろうと、かように考えております。

それと同時に、実は結核予防会のお話を出しました。私も実はこの問題は真剣に考えているわけですが、結核研究所の非常に赤字を持っているということも十分承知しております。これは年次計画によつて立て直そうという計画を実は立てておるわけでございまして、これは私、口はばつた言い方をしては恐縮かもしませんが、この赤字だけは何とかしなければならないというので、この予算折衝の際には私はもう絶対折れないといつていふのですよ。たしか、ことしは一億五千万円です。

ね。去年は一億のはずです。これは私が一番強く言うて いるのです、実は。これでも多少足りないと私は思いますが、年次計画でこれは建て直すといふことで私も非常に固い決意を持っておりますので、結核予防会がつぶれるなどというようなことは絶対させない、私は強い決意で臨んでまいりたいと思います。今日まではんとうに結核予防会が結核撲滅の上に果たした役割りといふものは非常に大きいものでござります。その功績も私は高く評価をいたしております。この問題につきましては、事務当局を奮励いたしまして、どんなことがあつても結核予防会をつぶすというようなことは絶対ないよう、特に結核研究所の赤字問題の解決には全力を尽くすことをこの機会に、はつきりとお約束申し上げておく次第でございます。

ね。去年は一億のはずです。これは私が一番強く言うて いるのです、実は。これでも多少足りないと私は思いますが、年次計画でこれは建て直すと いうことで私も非常に固い決意を持っておりますので、結核予防会がつぶれるなどというようなことは絶対させない、私は強い決意で臨んでまいりたいと思います。今日まではんとうに結核予防会が結核撲滅の上に果たした役割りというものは非常に大きいものでござります。その功績も私は高く評価をいたしております。この問題につきましては、事務当局を督励いたしまして、どんなことがあつても結核予防会をつぶすというようなことは絶対ないように、特に結核研究所の赤字問題の解決には全力を尽くすことをこの機会に、はつきりとお約束申し上げておく次第でございます。

の経済状況の変動というものを頭に描いて行なわれたものでございます。その後御承知のように消費者物価も異常な値上がりを依然として続けていくわけでございます。さらにまた本年の四月上旬に行なわれました春闘によりまして相当の賃金のアップを見ているわけでございます。そういうふうなこともありますて、私は最近の経済状況から見て診療報酬の再改定といいものは年度内に一度はやらないやあならぬものであろうという考え方を前々から実は持つておったわけでございますが、昨年の十一月以降の消費者物価の上昇、四月の上旬の春闘における賃金上昇の姿、そういうものを見、さらによく看護婦の給与に関する人事院の再勧告が行なわれまして、これはまあ国立の看護婦を対象とした勧告でございますが、四月一日にこれをさかのぼってやるようなどいう、看護婦の給与のは是正の勧告が出ました。そういうふうなこともありますので、年度内改定をやるとしても、こういう状況を見ればやはり少し早まるような形において解決をしなければならぬであろう。こういうことで年度内の再改定は少し早まるのではないか、こういうことで発言をしたわけでございます。したがつて、私はこれは世論調査とがそんなんよらぬことはもう全然考えておりません。まじめな意味において十一月以降の経済状況の推移といふものを見て、まじめにこれは考えて上げなければならぬであろう、私は率直にいまでもそう考えているわけでございます。で、その要素は、先ほども申し上げましたように、十一月以降の消費者物価の動向、四月の春季闘争の賃上げの動向、看護婦に対する四月一日からの給与の引き上げの再勧告、そこでおそらく公務員の給与の勧告が行なわれるわけでございます。七月から八月にかけて行なわれるだらうと思いますが、おそらくこれも私は相当早まつてくるのではないかと思うのです。これは私の想像です。人事院は独立の権限を行使するわけでございますから、私のほうで何とも申し上げることはできませんが、早まつてくると思いまます。そこで、そういうふうなものを見合って、やは

り年度内の改定というものを早めて行なつていふ  
必要があるのではないか、かように私はいま考え  
ているわけでございます。したがつて、お尋ねで  
ございますが、具体的にいつどういうふうにとい  
うこととはまだ答える段階ではございません。こ  
れは答えることはできませんが、私は人事院の勧  
告等が出たその辺から徐々に動いていくのではないか  
であろうか、こういうふうに感触として持つて  
いる次第でございます。

○小平芳平君 まず第一に、自治省から診療報酬  
緊急是正の要望が四月三十日に保険局長あてに  
あつたということが伝えられておりますが、そ  
ういうことがあつたかどうか。それから次に、政管  
健保の財政の見通しは現段階でどうか。それから  
次に、日本病院協会からは厚生大臣の責任で診  
療報酬緊急引き上げを実施してほしいという要望  
があつたと伝えられておりますが、この点につい  
てはどうか。以上三点について。

○政府委員(北川力夫君) 自治省からございまし  
た診療報酬の適正化についてというふうな要望は  
事実でございます。これは四月の三十日にござい  
ました。御参考までに申し上げておきますと、こ  
ういう例は今回初めてではございませんで、従来  
からも診療報酬改定の必要性を自治省のサイドで  
いろいろ検討されました場合に、担当局長のほう  
から私のほうに、こういう申し出があつた例もござ  
います。今回もそういう趣旨で、あるいはまた  
先ほど大臣から申し上げました、今回の改定前後  
におけるいろんな特殊事情、あるいはまた改定後  
におけるいろいろな事情といふものを考え  
まして、そういう点で今後の地方自治体における  
いろいろな病院事業の経営状況といふなもの  
を見通しまして、そういった面も加味をいたしま  
して、今回このような申し出をしてきたわけでござ  
います。内容につきましては、先生も御承知か  
と存しますので、この点は省略をさしていただき  
ます。

それから、政府管掌健康保険の財政収支でござ  
いますが、これは四十九年度の予算を編成いたし

ます際に、二月改定における診療報酬の改定といふうなものを盛り込みまして、そして、年間を通じた収支を見込んだわけでございます。その結果、現在までのところでは、大体十月ごろに保険料を若干程度上げまして、なおかつ、たしか六百億余りの赤字が残っていくというような状況でござりますけれども、全般的な考え方といたしましては、四十九年度と五十年度とをならして、この政管健保の収支を考えましたので、その限りにおいてはかなり健全化するのではないかというような状況でございます。ただ、いま問題になりましては、今後における診療報酬の改定というようなものが、どういう時期に、どういう形で行なわれるかがどうのようなことになりますと、そういう面は、私どもはいまの段階では容易に予測はできませんので、そういう事柄は歳入面における春闇の結果がどのように標準報酬の政治決定に反映をするかという問題とともに、今後の実績を検討いたしました上で、正確な予測をするなり、またそれに見合った措置をしてまいりたいと考えております。

○小平芳平君 したがいまして、厚生大臣、厚生省は人事院の責任で診療報酬緊急引き上げを実施してほしい、という要請に対し、どうお考えになつていらっしゃるかどうか。

それから人事院の勧告が出された辺からが、と  
いうことは、人事院の勧告が出た辺からそういう  
手続が始まろうということになるのか、それとも  
もっと急いで結論を出そうという動きになるの  
か。これは全くの見通しの問題ですが、ある論説  
によりますと、九月ころ、早くても九月ころで  
はないかというようなことが報道されております  
が、その辺についてのお考えはいかがですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 非常に答えにくい御質  
問でございますが、診療報酬改定ということを年  
度内にやるとすれば、やっぱりそれぞの経済状  
況の変動がはつきりした数字に出てこなければな  
らぬと思うんです。物価の動向、賃金の動向、  
これがやっぱり一番大きな要素でございます。そろ  
ういうふうなことで、人事院の勧告があるいは少し  
早まって出来るかも知れませんが、一応そういうう  
のが出てまいりますれば、そこで春闇の民間の情  
金の状況、公務員給与の状況、ここで一つそろ  
わけでございます。さらにまた、物価の動向とい  
うのがまたそこではつきりその時点で、これは毎  
月毎月発表しておるわけですから、そこでそろ  
ういうふうなことでござりますから、その人事  
院の勧告が出たころに診療報酬の改定をどの程度  
やつたがいいであろうかという材料、判断をする  
材料が出そろつてくる。でございますから、その  
辺から動き出すのではないだろうか。動き出すと  
いう意味もまたいろいろこれはございましょう。  
手続的にどうするとかなんとかいうことはありませ  
しょうが、これはもうちょっと様子を見て、私が  
適正に判断をしたいと思いますので、もうちょっと  
と材料がそろうまでお待ちいただくようにお願い  
を申し上げたいと、かように考えておるわけでござ  
ります。

が、いやしくもやはり中医協といふようなものがある以上、中医協を無視して独断でやる、そういうことはもう全然、やるべきでもありませんし、そういうことは私はまことに遺憾だと思っております。もスライド制の諮問をいたしておるわけでございまが、まだ審議が遅々として進んでいないといふことは私はまことに遺憾だと思っております。しかし、中医協は厚生大臣の諮問機関として諮問を受けた以上は、当然その問題を審議するのは当然だと私は考えておりますから、間もなく今月からでも、まあ先月一度やったということも聞いておりますが、そのうち審議も始まってまいりましょうし、中医協が存在する限り中医協の意見は聞く、これはもう当然だと思います。まあ從来のようない建議方式でやるとか、諮問方式でやるとか、いろいろありますけれども、独断でやるといふことは絶対ない。これはもうあつてはならぬことだと思います。むしろ、そういうことをやれば、国会でできました法律を無視するわけですから、そんなことは私はできるものではありません。中医協と十分相談をして、再改定をやるとするならば、再改定をやる。これはもう当然ではないかと、かように考えておる次第でございます。

○小平芳平君 そのBCGの接種による被害者も少ないことは少ないが出て発生しているという答弁が藤原委員に対してもありました。どのくらい発生しておりますか。またそれに対する救済はどうなっておりますか、具体的に金額で答弁していただきたい。

○政府委員(三浦英夫君) 年間五百八十万の昨年は実施いたしたうち、一人の被害がBCGについて出ております。BCGの被害救済につきましては、かねて藤原先生にも御答弁申し上げました通り、四十五年に閣議決定を見ました予防接種に対する事故のお見舞い金とか弔慰金とか、そういう制度にのせまして救済をしてもらつておるような制度にござります。

○小平芳平君 ですから、そこまではわかつておりますので、金額が、四十何年の閣議決定ですが、それをもう引き上げなければ実情に合わないんじゃないですか。

○政府委員(三浦英夫君) 現在、この金額につきましては、賃金スライドで引き上げをやっております。ちなみに、四十八年は死亡事故に対しましては四百二十万円でございましたのを四百九十万円に引き上げを行なつております。こういうようになり労働賃金指数にならつてスライドしておるような状況でございます。

○小平芳平君 それにしても低いですね、死亡事故が四百九十万ですね。

それから、次に、ストマイによる健康被害について、これは再三私はこの委員会で問題提起したことがあるんですが、その後厚生省としてはストマイによる健康被害者の実態調査を行なつたかどうか、行なつたとしたら各年別にどのくらいの被害者が発生してきたか、御答弁していただきたい。

○政府委員(三浦英夫君) なかなかストマイによる事故の被害調査と申しましても、それぞれの臨床家がいろんな判断からやつておりますので、実態調査というのは非常に困難な状況でございまして、ただ、四十八年に結核療法研究協議会の報告す。

というものを把握しておりますが、それによりますと、入院した患者さん三百三十三名中、何らかの形で、たとえば食欲減退であるとかあるいは目まいであるとかいうような軽い副作用まで含めまして副作用を起こした者が三十二人、九・六%といたして、トマイの場合は特に聴力障害が問題になつてしまりますので、やはりその結核療法研究協議会で、

**事例**、札幌高裁判決四十七年一月二十八日、この事例におきましては、副作用についての注意義務といたしまして、治療のため適切な医療行為を行なうにあたっても、本来の治療目的に即して避けることのできない場合以外は、副作用、ことに重篤、治療不可能な障害をおちいる危険を防止するため、に高度の注意義務が必要であるということござ

たしまして、四十七年の三月、さらに使用上の注意事項について改定をするような通知をいたしております。それに基づいてメーカーといたしましても、それ以後の使用上の注意につきましては、さらに詳細な事項を追加しておる、このような状態になっております。

○小平芳平君 これは厚生省からいただいたのですが、すよ。一番古い、二十七年ころのものというものです。

から、いま御指摘のように本人または血族が數種ある場合の注意を記載する、それからクラーレ様作用についての注意を記載する、そういうたごとを詳細に指示をしたわけでございます。

で、難聴につきましては、これは先生ごらんいただけましたように、当初から明らかになつておることでございます。

それから、過敏症の者に対する注意につきまし

これは若干古くなりますが、昭和四十年に調査したところによりますと、スマートの使用された二千九百十七名のうちに、日常生活に支障を来たされたるような強い聴力障害になつた方は四例、○・一四%という数字が出ておるような次第でございます。

○小平芳平君 そうして、救済をしようという考えがあるならば、もう少しやる気になって実態調査はできないんですか。

○政府委員(三浦英夫君) なかなか、副作用につきましても、一時的な目まいとか、食欲減退といふような副作用から聴力障害といふようなことになりまして、一がいに実態調査というのにはむずかしいわけでございますが、先生御指摘もありますので、一度検討してみたいと思っております。

○小平芳平君 一度検討つて、どうということですか。

いまして、この札幌高裁の判決が、われわれ承知している範囲では、ストマイ注射の聽力障害に関する判決の一例であるというふうに承知いたしております。

○小平芳平君 あとはないですか。

○政府委員(滝沢正君) そのほかにも係争中のものがあるように承っておりますが、数はただいま明確に把握いたしておりません。

○小平芳平君 いまの副作用についてですが、私はきのう厚生省からこの副作用についてのどうしたところ、資料持ってきてくださいました。で、この副作用に対する注意書きといふものは、昭和二年六月の段階の注意書きと、それから昭和四十七年六月からの注意書きと、がらっと変わつている感じですがいかがですか。

には「ストレプトマイシンの毒性は比較的の少なく普通見られる副作用は一過性であるが時には治療を中止せねばならぬ時もある。」こういうことでしよう。注意事項が。ところが四十七年三月以降の分については、高齢者に対しは慎重に投与することが要求されるとか、妊娠に投与すると新生児に第八脳神経障害があらわれるおそれがあるとか、本人またはその血族がストレプトマイシン<sup>アレルギー</sup>で死んだり重病になってしまったことがあるとか、本人またはその他の難聴者である場合には本剤の投与を避けることが望ましいと、こういう違いがあるのはどうしたことですか。

○政府委員(松下麻農君) 先ほども御答弁申し上げましたように、医薬品の副作用につきまして非常に重要な問題でござりますので、国内の副作用用モニターホーム、二百六十余りの病院でございまして、あるいはWHOの副作用情報システムに入しての国際的な情報、そろいつたいいろいろ

ても当初から記載されておったことでござりますけれども、こういった副作用の注意につきましてはいかに注意しても注意し過ぎることはない性質のものでござりますので、こういった従来知られておった事項につきましてもさらに明瞭な記載をさせるとということと同時に、新しい知見に基づきましての、たとえば新生児に対する作用、高齢者に対する作用、家族集積性、そういうもののに対する注意も明記させた、そのような経過でござります。

○小平若平君　それは経過の説明であって、私がいまお尋ねしていることは、四十七年三月以降の注意書きは非常に詳しい。高齢者、妊娠、それから血族関係ということが具体的に示されておる。ということは、昭和二十五年から四十七年二月まで、四十七年までの二十一年間というものは注意すべきことが注意されてなかつたということじゃ

○政府委員(三浦英夫君) 全国的な実態調査といふわけにはなかなかまかりませんので、もう一べらんこういう学会その他のとも協議いたしまして、臨床例その他を公正に把握する方法で、なおあらためてまた把握検討してみたいと思つてはいる次第でござります。

○小平芳平君 それでは、次に、国がさっぱり整済しようとしてないし、また製薬会社もその他救濟の方法がない、制度がないということから、訴訟を起こす以外もう道がなくなつたということです。各地に訴訟が提起されております。その中ですでに判決のあつたものもあります。その代表的なものを御答弁いただきたい。

○政府委員(滝沢正君) ストマイ注射によります

の副作用によります聽覚、あるいはいわゆる等  
八脳神経の障害ということは、これはかなり古くから  
から知られておりまして、したがってごらんいた  
だいておりますストレプトマイシンの通称能書上  
申しております使用上の注意につきましても、こ  
ういった点における記載はずつと一貫して変わ  
っていないわけでござりますが、ただ、四十三年十  
二月にストレプトマイシン製剤につきましての使  
用上の注意事項を、私ども都道府県知事を通じて  
してメーカーにさらに明確にするようになりま  
た事実はござります。その後さらに新たな副作  
用等を、これはいつも申し上げておりますよ  
ないいろいろなルートを通じて副作用を収集して  
りますが、それを中央薬事審議会において検討

ルートを通じまして医薬品の副作用に「きま」は私どもとして常にできるだけ最新の情報を収めましたとして、その情報に基づいて中央薬事審議会の御意見を伺いましたして、必要なものについて意事項を改定するという措置をとつておるわけござります。その結果、いま申し上げました昭和四十七年三月に使用上の注意事項についての改訂を指示いたしましたのは、第一が、第八脳神経害の特異性を明記する、それから次に、肝障害に対する注意を記載する、それから三番目に、高齢者に対する注意を記載する、四番目に血液代用との併用について注意を記載する、それから過症の既往歴のある患者への注意を記載する、それから妊婦への投与について注意を記載する、そ

○政府委員(松下麻藏君) 現在の知見に基づきまして、さかのぼって考えればそのような御指摘もあり得ると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、こういった医薬品の効能、効果あるいは副作用の判定の方法、あるいはその発見に至りますまでのルート、そういうものにつきましては学問的にも非常に口進月歩でございまして、長年の使用により、あるいはさらに詳細な化学的分析を加えまして初めて、そういった副作用があるということが明らかになれる点もあるわけでございます。私どももいたしましても、そういった点を、先ほど申し上げましたようないろいろなルートを通じての情報収集によ

りまして、常に最新の知見をこの使用上の注意に反映させ、副作用の防止につとめるということに努力しておる次第でございまして、先ほど御指摘の二十六、七年時点におきます医学上の知見といたしましては、残念ながらまだ二十年後の四十七年時点におきますような詳細な医学上の知見が十分でなくて、たゞ過敏症に対する副作用あるいは若干の聽覚障害を惹起するおそれがあるという程度の知見にとどまつておつた。そのために当時の時点といたしましては注意事項の記載はその程度にならざるを得なかつたのではないか、さよう考へておる次第でございます。

おりだけこうです。要するに、二十六、七年時  
点から四十七年二月時点までの記載は——四十七  
年二月ですが、記載にはいまから見ると足りない  
点があつたということでしょう。ところがそれを  
認めるかどうか、それが一つと。もう一つは、四  
十七年まで待たなくても、この高齢者、妊娠、血  
族の問題はもう専門家から指摘されてきたことで  
しょう。それはいつから指摘されてきていますか。  
○政府委員松下廉蔵君) こういった医学上のあ  
るいは薬学上の新しい知見は、いろいろな専門家  
の御研究によりまして学会で発表される、あるいは  
は論文として公表されるというような段階、あるい  
は具体的には私どもに対する副作用報告として  
モニター病院等から集まつてくるというような段  
階を経まして、先ほど申し上げました中央薬事審  
議会あるいはその下部機関である安全性特別部  
会、あるいは副作用調査会というような権威ある  
専門家の集まりによりましてその各情報の評価あ  
るいは分析をお願いいたしまして、そういう情  
報が學問的に確かなものであり、注意をしなけれ  
ばならないというような段階に至りました時点で  
注意を促すというような形をとつておるわけでご  
ざいます。

○小平芳平君 私はもつと前からあつたと聞いておりますがね、四十五、六年よりもっと以前からあります。ところのようござります。

それで、薬務局長は、以前私がこの問題を質問したときに、厚生省が県知事を通じて医師に注意するように三十八年六月ですか、に通知を出したた。それ以後はスマイ被害者は減ってきて、いるといふ答弁をしたことがありますか。

○政府委員(松下廉蔵君) 私ども調べました限りでは、ストレプトマイシン製剤につきまして注意事項を定めて通知いたしますのは最初は四十三年の十二月のようございまして、いま御指摘の三十八年という先生のお話がありましたのは、公衆衛生局のほうで所管しておられます結核の治療指針の中の記載事項のことではないかと存じますが、その点は御指摘のように三十八年の五月に実施されておりまして、これは結核予防法の規定に基づきます公費医療にあたっての治療の指針という形で医師に対する指導がなされておるわけでござります。

○小平芳平君 被害者が減つてきているかどうか。

○政府委員(三浦英夫君) 小平先生御指摘の三十八年に出しましたのは、結核の治療指針、結核の医療基準というのを三十八年に改正をいたしまして、厚生省の告示で定めて副作用の防止等についての告示を行なつてきております。それ以降、実態調査の正確な数字は持ち合わしておりませんけれども、被害者の数は逐次減つてきておるようですがござります。

○小平芳平君 それが、その実態調査もしないで逐次減つてきているということはどういうことですか。

○政府委員(三浦英夫君) 結核予防審議会とか、あるいは都道府県段階に各保健所単位に特に結核につきましては結核の医療協議会等が設けられて

見の報告を求めておる次第でございますが、たゞ正確な数字が幾らか幾らになつたというような集計はとつておりませんが、臨床家からの連絡によりまして、ずっと減ってきておるということござります。

○小平芳平君　ただいま川崎の青山さん、この川崎の青山さんは訴訟を起こされている方ですが、この方は四十年から四十二年、そのころ治療を受けて耳が聞こえなくなつたといふ。したがつて、三十八年から逐次減ってきて、現に四十年代になつても発生し、訴訟に踏み切らざるを得ない人も発生しているじゃないですか、どうですか。

○政府委員(松下麻藏君) 私どもは、三十八年のそういった治療指針あるいはそれを採用いたしまして医療保険の基準等によりまして、それ以前よりりやすいシングは何と申しましても結核治療上はやはり相手の威力を發揮する薬でございますので、要はそれを使用にあたつて、できるだけそういった障害が起こらないように注意をしながら使用しなければならぬ、そういう性質のものでございますので、そういったオーディオメーターの治療等に関しまして医師に対する注意事項をはつきりさせるといふことによつて、同じストレプトマイシンを使用いたしましてもそういう障害がたぶん少なくなるのであらう。あるいは少なくとも障害の発生が軽度にとどまり得るであろうということを期待していただわけでございますが、もちろん先生いつも御さななければならない。そういった意味におきましては、いつどういうことをしたからそれでいいといふことではなくて、やはり理想としては絶無を期するのに有効な薬であった結核に対しましても、その他の非常に有効な化學療法剤が開発されて、そ

用を少なくしながら結核の効果が上がるというような点もございます。また、ストレプトマイシン自身の障害、副作用の防止につきましては、先ほど御指摘のように、私どもいたしましても常に新しい情報を収集いたしまして、できるだけ詳細な注意を喚起し、使用にあたっての副作用の減少を期するということにつとめておるわけでございまして、三十八年のそういう基準によりまして、決して私どもそれでいいんだと、それでもうストレプトマイシンの副作用の防止は十分であるというような意味で申し上げたわけでは決してございません。

それから医師に対して注意を厚生省が出したというのが三十八年六月と四十五年五月ということになりますが、結論としては、国として見た場合ですね。その段階でなぜこの製薬会社のつくったラベルの注意書きも変えなかつたんですか、いかがですか。

○政府委員(松下廣藏君) 第一の御質問につきましては、そういった医薬品の使用にあたっての注意事項というのは、お医者さんの治療に当たられる場合の一一般的な医学的な知識と申しますが、医師として当然御存じである事項を基盤といたしますして、特に当該医薬品の使用にあたって必要な注意事項をその時点における医学薬学の水準に基づいてできるだけ詳細に指示するというのが医薬品の使用上の注意の性格であろうと存じます。したがいまして、二十六、七年の時点におきまして、なお医学的にいま詳細に指示しておりますような知見が十分でなかつたと申しますか、そういうふうに質問の責任というような問題につきましては、だれの責任と申すことは困難であると存じます。

それから、この医療基準あるいは治療指針の改定に伴いましてのこの注意事項の変更でござりますが、この治療指針あるいは医療基準は、先生御案内のように、医師が実際に医療を行ないます場合の具体的な内容についての注意事項でござります。で、医薬品について使用上の注意として要求されます事項は、その医薬品によってどういうような副作用が起こり得るか、その副作用の発生機序なり、それを防止するため的一般的な医学上の注意事項というとどまるわけございまして、具体的な医療を行ないます場合の内容につきまして、一々薬事法に基づく使用上の注意といふ中に記載すべき性格のものではないと承知をいたしております。したがつて、そういったことは、それをお使いになりましてもお医者さんが、その注意書きによりましてのどういうような副作用があり得るかというようなことを前提としたしまして、実際の使用にあたりましては治療指針あるいは医療基準というようなものをこらんになりながら具体的に配慮されるべきものであると、そのように考えます。

○小平芳平君 何かむずかしいことを言われます

けれども、もう少しろうとにわかるようになります。

いただきたいんですが、第一に、具体的に申し

ますと、ある県のストマイの被害者と私は知事を訪ねたことがあります。ところが、その県の県厅

の幹部の人の家庭が実に二人の子供さんがストマイでつんぼ同然になっちゃつたと、こう言っておられました。ですから、血族関係を注意しろといふことがわかつていれば、一人の子供さんがなった段階で二人目の人となるわけないじゃないですか。そういうことをどういうふうに厚生省は防止しようとしているのか、それが一つです。

それからもう一つは、実際被害者の方で結核の重症患者が確かにこのストマイによって命を取りとめたというならともなく、ほんの軽い患者さんはそういうストマイに対する知識もない。そこでストマイを使用されているうちにこれはおかしいな、おかしいな、だいじょうぶかななどいふにもか

かわらず、かまわず打ち続けてとうとうつんぼ同然になってしまったという方があきらめ切れないのであります。薬務局長が非常にむずかしい答弁をされますが、どういう答弁を聞いてもあきらめ切れないです。いかがですか。

○政府委員(濱沢正君) 先生から、ストマイを適用された二人の子供の問題と、体質と申しますか、血族関係で発生しやすい場合、これに対する厚生省の注意が足りなかつたんではないかという御指摘でございますが、この点につきましては、私は注意書き等の問題であるかどうかということも、もちろん学問的に解明できておつたりすれば注意書きの点に触れる必要もあるかと思いますが、御質問からると私の判断といたしましては、このような特殊な血族関係あるいは体質という問題に対する対応は、やはり医師が十分の注意をするということが望ましいのでございまして、その結果発生しやすい体質であったという結論に結果的に問題も一部あつたようですが詳細の判決内

容を手元にしておるわけでございませんので、私はお答えが間違になるかもしれません、間違えましたら訂正いたしますが、裁判上はあまり北北海道の例につきましては、やはり医師の判断の問題が多少議論されるのではなかろうか。ただ、生じやすい体質であつたといふ結論に結果的にそれが判斷されるかどうかというようなことによりまして変わってくる要素でございまして、医薬品の一般論といたしまして、軽症のものについてはストレットマイシンが一番適当であるというふうにお医者さんが判断されるかどうかといふことによりまして変わってくる要素でございまして、医薬品の一般論といたしまして、軽症のものについてはストレットマイシンを使用ないことが適当であるといふことを言うのがいいのかどうか、この辺はかなりむずかしいところではないか。やはり医師が医療行為にあたりましてどの医薬品を使おうか、あるいはどの医療の方法によるかといふことにつきましては、これはやはりお医者さんが全責任を持って判断されるべきものであると

いうふうに考えております。ただ、例外的にはと申しますか、特殊な例といたしましては、医薬品の使用にあたりまして、いわゆる配合の禁忌であるとか、あるいはこういうものを使ってだめな場合にこういうものを使うというような注意事項を書く場合はあらかじめ存じますけれども、いま御指摘の場合がそれに当たるかどうかということは、私もちょっといま御答弁をいたしかねますので、一般論といたしましてはやはり医師の御判断が先行すべきものである、さように考えておりま

す。

○小平芳平君 もう一つ、軽い……

○政府委員(松下麻蔵君) これは軽症のものにつきまして、つまり御質問の御趣旨は、ストレットマイシンに副作用があることはすでに知られてお

ることであり、したがつて軽症の結核についてはストレットマイシンを使用しないことが適当である

ことがあります。それで最後に、その点についてのお答えと、もう一つは救済についてどういたしますか。救済に

るものを使用しなくても治療し得たものではないかという趣旨の御質問かと存じますが、そいつた点につきましては、これはまさに私どもそれ

を治療に当たられますお医者さんの専門的な御判断によらなければならぬものではないかと思いま

す。その診断を受けられた時点におきましての

症状がたとえ軽微でありますも、相当進行のお

それのある結核であるかどうか、あるいは、私も

医学的なことはよく存じませんが、その適用とい

たしまして、いろいろな治療法の中でストレット

マイシンが一番適当であるというふうにお医者さ

んが判断されるかどうかといふことにより

まして変わってくる要素でございまして、医薬品

の一般論といたしまして、軽症のものについては

ストレットマイシンを使用ないことが適当である

といふことを言うのがいいのかどうか、この辺はかなりむずかしいところではないか。やはり医師が医療行為にあたりましてどの医薬品を使おうか、あるいはどの医療の方法によるかといふことにつきましては、これはやはりお医者さんが全責任を持って判断されるべきものであると

いうふうに考えております。ただ、例外的にはと

申しますか、特殊な例といたしましては、医薬品

の使用にあたりまして、いわゆる配合の禁忌であ

るとか、あるいはこういうものを使ってだめな場

合にこういうものを使うというような注意事項を

書く場合はあらかじめ存じますけれども、いま御

指摘の場合がそれに当たるかどうかといふこと

は、私もちょっといま御答弁をいたしかねます

ので、一般論といたしましてはやはり医師の御判断

が先行すべきものである、さように考えておりま

す。

○小平芳平君 そうしますと、両局長の答弁は、

一般論としてそれは医師の問題だということのよ

うです。厚生省の責任よりも実際に使用する医師

の問題だといふことのように受け取りますが、そ

れでよろしいですか。

それで最後に、その点についてのお答えと、も

う一つは救済についてどういたしますか。救済に

よろしくお答えください。

○政府委員(濱沢正君) 先ほど来例に引かれまし

たような比較的軽症の場合、これは函館の例の場

合は函館の例の場合は軽症ではございません、入

院患者でございますが、当時、医師が注意をすれ

ば、自分のところにオーディオメーターがなくも

他の医療機関でそれを検査できたであろうとい

う

ついて。

○政府委員(松下麻蔵君) 私がいま申し上げま

したのは、先生から具体的に御質問がございました

軽症の患者に対するストレットマイシンの使用に

よるような例が発生した場合には、結論的には医

師の責任が明確になるものというふうに思ってお

ります。

的知見を反映させるのが不十分であった、あるいは医師や現場に対する周知徹底が十分でなかった。というようなうらみはある点もあるかと思います。そういった点につきましては、私どもいたしました。しかし、何度も御答弁申し上げておりますようないろいろな措置をとっておりますと同時に、今年度におきましては、さらに厚生省といたしましても、必要な副作用情報につきましては、いままで、新しい副作用情報については都道府県知事を通じ、あるいはメーカーから直接医療機関に対していわゆるデーターを出させるというような措置をとつたわけでございますけれども、本年度からは、さらに必要に応じて厚生省から医療機関に対しまして直接そいつの副作用情報を流し、さらに注意を喚起するというようなことも予定をいたしております。そういういろいろな方法によりまして、さらに副作用の早期の発見、この防止には十分の努力を傾けてまいりたいといふふうに考えております。

それから、もう一点の御質問の、救済制度の問題でございます。この救済制度につきましては、これは、先生から何回も御指摘あるいは御叱正がございまして、私どもいたしました、前々申し上げておりますように、研究会も発足、あるいはいろいろな資料の収集をいたしまして、できるだけ早く全体的な救済制度の整備ということに対して努力をいたしておるわけでございますが、なかなかいろいろと制度化いたしますための困難な点がございまして、なお提案するに至りませんことはまことに残念なことでございますが、この点は、いろいろと今後指導をしていただきながら、できるだけ早い機会にこれを制度化いたしたい、このように考えておる次第でございます。

○小平芳平君 最後に厚生大臣、いまお聞きのよくなストライクの被害者が全国に多数発生している。しかしながら、その人數すらつかんでおらない、わからない。実際にわかっていない。それから、ただ何となく被害者は減っているらしいということしかわからない。それから、まあ、しか

し、必要な薬だから許可をされたんでしょうけれども、許可をする必要があるでしょう。その許可するにあつても、先ほど申しますように、四十七年三月からは詳しくなたれども、それまでの二十年余りの間は、何かこれでいいのかわからなかつたからしかたがないんだというようになります。それから、医師の責任だと言わいたら訴訟を起こす以外にないんですよ、実際上。ですから、実際にはもうほとんどの泣き寝入り同然、なかなか訴訟に踏み切るということは容易なことではあります。そういう点、許可をする厚生省あるいは製薬メーカーとしての何らかの反省なり、そういうものがないのかどうか。それから、医師の責任だと言わいたら訴訟を起こす以外にないんですよ、実際上。ですから、実際にはもうほとんどの泣き寝入り同然、なかなか訴訟に踏み切るということは容易なことではあります。そういう点を踏まえて、ひとつ厚生大臣から御見解を承りたい。

○國務大臣(齋藤邦吉君) ストライクの被害を受けられた方々の実態がつかんでないという点につきましては、私どもも、これは考えなければならぬ問題でございますから、どういう方法か、私もいますぐ知恵はありませんけれども、やはりその実態を明らかにするよう調査を進めてまいります。それから、まあ、ストライクばかりではありませんが、一般的に薬についての副作用の情報といふものはやはりできるだけ徹底さす必要があることはあります。二十余年間これ以上の副作用はなにかたといふことになつておるのかどうが私もわかります。しかし、私は、やつぱり、訴訟は訴訟としてでも、何とかこういう問題があるようでございます。しかし、私は、やつぱり受けられた方々の救済だけは行政的な面において何かやつぱりやつてしく必要があるんじゃないかというふうなことを考えておりますので、まだ結論は得ておりませんが、できるだけ結論を早くいただけるよう調査会にもお願いをして、勉強をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○委員長(山崎昇君) 兩案に対する午前の質疑は

この程度にとどめ、午後一時三十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時四十一分開会

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本繁蔵君、塙見俊二君及び山下春江君

が委員を辞任され、その補欠として河本嘉久蔵君、

いう点については、国も製薬業者も反省すべきものは虚心たんかい反省をして、そして、医学・薬学の進歩に伴つていろいろな材料が出れば、その材料ができるだけ確に伝えていく、普及を徹底さしてくことが必要でございましょう。

○須原昭二君 私は、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案、これについて御質問を申し上げたいわけですが、きわめて時間が制限をされておりますので要約をして一、二、三点について御質問いたしたいと思います。

ただ今度の改正案は支給金額の引き上げ、支給範囲の拡大等があげられておりますが、わが党はこの問題については一応賛成をいたしております。そういう立場ではございますが、特に支給範囲の拡大に因縁をしてきょうは御質問いたしました。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須原昭二君 私は、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案、これについて御質

防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者・戦没者

の一部を改正する法律案、以上両

案を一括議題とし質疑を行ないます。

○委員長(山崎昇君) 休憩前に引き続き、結核予防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題とし質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須原昭二君 私は、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案、これについて御質

防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者・戦没者

の一部を改正する法律案、以上両

案を一括議題とし質疑を行ないます。

○委員長(山崎昇君) 休憩前に引き続き、結核予

防法等の一部を改正する法律案、戦傷病者・戦没者

これは非常に大事な問題でございまして、こういうことを考えてみますと、確かに先ほど午前中の委員会において藤原委員が御指摘になりましたように、同じ結核患者でありながら東京の病院と国立の療養所で違いがある、これはどうもやっぱり私も多少理解しにくいものがあります。したがいまして、この点については何とかまあ、やりくりをしまして、年度の初めのことでもありますから、将来また診療報酬の改定ということも年度内に予想されるわけでもありますので、十分皆さまの方の御意見を体しまして食事の改善に努力をいたしました。この点ははつきりとお約束申し上げておきました。

○須原昭二君 一応年度初めであるからやりくり

をする、私はひとつ早急に、早くその結論といふものを出していただくよう、要望して本論に入りたいと思います。

特にこの戦傷病者戦没者遺族等援護法の問題についてこの改正点が二つあったわけですが、支給額の引き上げ、支給範囲の拡大、したがって、この支給範囲の拡大に関連をしてあります。しかし過去援護法の経過を見ますと、二十七年にこの援護法が制定されて以来三十四年には学徒動員、三十八年には内地勤務の軍属、四十四年には防空監視隊員、このたびは防空の業務の従事者、こういうふうに新たに順次拡大をなされてまいりました。しかし二十七年当時の援護法の制定の際に政府が考えていたこの法の精神というものがあくまでも今日なお残つております。政府が旧憲法下の国家との身分関係に執着をして軍人軍属等などめてきたこの法の精神があるわけです。いま戦後は終わったという評価はござりますけれども、軍人軍属の問題については、一応その支給額等の問題については、多くの問題がございますけれども、その他一般民間戦災者については全然考慮さ

れでおらないわけでありまして、もうおそまきなことを考えてみますと、確かに先ほど午前中の委員会において藤原委員が御指摘になりましたように、同じ結核患者でありながら東京の病院と国立の療養所で違いがある、これはどうもやっぱり私も多少理解しにくいものがあります。したがいまして、この点については何とかまあ、やりくりをしまして、年度の初めのことでもありますから、将来また診療報酬の改定ということも年度内に予想されるわけでもありますので、十分皆さまの方の御意見を体しまして食事の改善に努力をいたしました。この点ははつきりとお約束申し上げておきました。

○須原昭二君 一応年度初めであるからやりくり

をする、私はひとつ早急に、早くその結論といふものを出していただくよう、要望して本論に入りたいと思います。

特にこの戦傷病者戦没者遺族等援護法の問題についてこの改正点が二つあったわけですが、支給額の引き上げ、支給範囲の拡大、したがって、この支給範囲の拡大に関連をしてあります。しかし過去援護法の経過を見ますと、二十七年にこの援護法が制定されて以来三十四年には学徒動員、三十八年には内地勤務の軍属、四十四年には防空監視隊員、このたびは防空の業務の従事者、こういうふうに新たに順次拡大をなされてまいりました。しかし二十七年当時の援護法の制定の際に政府が考えていたこの法の精神というものがあくまでも今日なお残つております。政府が旧憲法下の国家との身分関係に執着をして軍人軍属等などめてきたこの法の精神があるわけです。いま戦後は終わったという評価はござりますけれども、軍人軍属の問題については、一応その支給額等の問題については、多くの問題がございますけれども、その他一般民間戦災者については全然考慮さ

れでおらないわけでありまして、もうおそまきな

がらでもやはりこれは援護の手を差し延べなければならぬ、こういう段階にきておると思ひます。

したがつて、この問題については、昨年も援護法の一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけでありますが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家賠償という考

えはやはり国と特別な権力関係にあつたもの、こ

れはやっぱり対象としていくことは私は貫

いていくべきではないか、こういうふうに考えて

おるわけでございます。しかし、そういうわけでございまして、一般戦災者を全部國家賠償的な

考え方で援護法をつくるということにはいまにわ

かに私は賛成いたしかねます。しかし、これは須

原委員であったと思想しますが、昨年の春の国会に

おいても、まあ、それは一般戦災者はわかつたが、

そのうちの戦災によつて障害を受けた人だけはせ

め何とかならぬか、こういうふうな御要望、御

意見がございましたので、これはすでに御承知の

が、一部改正が出た際にも私は御要望を申し上げておいたわけであります。したがつて、私は評価しておいたわけですが、大臣は民間戦争犠牲者を軍人軍属と見なして何らかの方途を考えなければならぬ、あるいは身体障害者福祉法の中でもこ

れをやつしていくんだ、こういうようなお話をいろいろあつたわけであります。もうこの段階で從

来差別をしてきたものを何とか軍人軍属と同じように対処すべきではないかと思うわけですが、あらためて大臣の御意向を承っておきたいと思いま

す。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 遺族援護法は私どもは

国と何らかの身分関係、特に特別な権力関係に

あつたものを対象として行なうというこの精神は

私は貫いていただきたいと考えております。ただ、で

きるだけこれに近いものをその特別な権力関係の

中にできるだけ吸収していくという努力を続けて

おるわけでございまして、今度の改正なども国会

における御審議の経過を見ましても防空法のよう

にかかるだけこれをその特別な権力関係の

なかのものを、それから学徒動員にかかるようなも

のを、まあ、できるだけ特別な身分関係にあるも

のへと範囲を広げていくという努力は私はしてい

きたい、今後ともしていただきたいと考えております

が、やはり基本であるところの国家

いろいろな一般的な調査もございますので、こういうような面におきましても全国的な数がある程度把握できるような方向につきまして検討いたしたいといふに考えておる次第でございます。

○須原昭二君 まあ、愛知県の問題は、私の地元ですけれども、われわれも県当局に対して働きかけました。したがって、今年度の予算で県費百八十万円を計上して、今年度中に実態調査をすることがあります。いま御報告を受けますと、国は愛知県と一へん相談をして申されますが、予算に実態調査費も計上されておらない。したがつて、愛知県の独自の調査だけにまかしていく、こういうような姿勢であつてはならぬと思うわけです。東京都においてもこの実態調査をやろうという動きがいま顯著になつてきておりますし、その他、市町村におきましても、この問題は非常に熱が上がってきておるわけで、ただ市町村だけにやらしていくということではなくして、調査のやり方についても、たとえば身体障害者手帳を持つておる人、これだけでは私はほんとうに実感はつかみ得ないと思います。後ほど指摘を申し上げますが、しだがつて地方自治体だけにまかしていく、こういう姿勢であつてはならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(八木哲夫君) 先ほど御説明申し上げましたように、やはり、前国会におきましても大臣から御答弁申し上げましたように、まず、サン

ブル的な調査で、それぞれの地域におきます特に戦災都市等の一つの代表の例としまして名古屋市なりあるいは愛知県というものがあるわけでございますので、この辺と十分調査の内容につきましては御相談してやるということと、私どもも愛知県のほうとこれから具体的にいろいろな内容等について御相談するということとござりますので、実施主体は県でござりますけれども、内容等につきましては十分御相談して実施いたしたいといふに考えておる次第でございます。

なお、先ほども補足的に御説明申し上げましたように、全国的な数字がどの程度かという問題に

つきましても、これは、一般の調査費がございませんので、その中である程度の数字が把握できるようなかつこうで統計調査部等とも連絡をとつてまいりたいといふに考えておる次第でございます。

○須原昭二君 私は、愛知県で百八十万計上したことについては、非常にこれはよくやったと思うことになっております。いま御報告を受けますと、

予算に実態調査費も計上されておらない。したがつて、愛知県の独自の調査だけにまかしていく、こういうような姿勢であつてはならぬと思うわけです。東京都においてもこの実態調査をやろうという動きがいま顯著になつてきておりますし、その他、市町村におきましても、この問題は非常に熱が上がってきておるわけで、ただ市町村だけにやらしていくということではなくして、調査のやり方についても、たとえば身体障害者手帳を持つておる人、これだけでは私はほんとうに実感はつかみ得ないと思います。後ほど指摘を申し上げますが、しだがつて地方自治体だけにまかしていく、こういう姿勢であつてはならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(八木哲夫君) 愛知県のほうで具体的にどういう調査をするかという点につきましては、これから私どものほうと十分相談するわけでござりますので、その際に、ただいまのお話の問題等につきまして、県当局と具体的な内容について、費用負担の問題についても、やはり地方自治を助けていく、そして完全なものができるようになります。同じ二級でも実は上肢が片方だけ欠けるものは二級の三種になつてしまつて年金は全く支給されておりません。しかし、援護法では、同じ片手を失いた、なくなった軍人なら第三項症ですか、その年金額は八十三万四千円です。ゼロと八十三万四千円。あまりにも身分の差によつて差が激しいということをひとつ知つておつたときだつたがつて、一般民間の戦災者については、従来と大臣の御心境がまだ変わっておらないことを、そこで大臣にひとつ聞いていただきたいんです。

○須原昭二君 ゼひとも、その実務だけじゃなくて、費用負担の問題についても、やはり地方自治を助けていく、そして完全なものができるようになります。同じ二級でも実は上肢が片方だけ欠けるものは二級の三種になつてしまつて年金は全く支給されておりません。しかし、援護法では、同じ片手を失いた、なくなった軍人なら第三項症ですか、その年金額は八十三万四千円です。ゼロと八十三万四千円。あまりにも身分の差によつて差が激しいということをひとつ知つておつたときだつたがつて、一般民間の戦災者については、従来と大臣の御心境がまだ変わっておらないことを、そこで大臣にひとつ聞いていただきたいんです。

○須原昭二君 ゼひとも、その実務だけじゃなくて、費用負担の問題についても、やはり地方自治を助けていく、そして完全なものができるようになります。同じ二級でも実は上肢が片方だけ欠けるものは二級の三種になつてしまつて年金は全く支給されておりません。しかし、援護法では、同じ片手を失いた、なくなった軍人なら第三項症ですか、その年金額は八十三万四千円です。ゼロと八十三万四千円。あまりにも身分の差によつて差が激しいということをひとつ知つておつたときだつたがつて、一般民間の戦災者については、従来と大臣の御心境がまだ変わっておらないことを、そこで大臣にひとつ聞いていただきたいんです。

○須原昭二君 ゼひとも、その実務だけじゃなくて、費用負担の問題についても、やはり地方自治を助けていく、そして完全なものができるようになります。同じ二級でも実は上肢が片方だけ欠けるものは二級の三種になつてしまつて年金は全く支給されておりません。しかし、援護法では、同じ片手を失いた、なくなった軍人なら第三項症ですか、その年金額は八十三万四千円です。ゼロと八十三万四千円。あまりにも身分の差によつて差が激しいということをひとつ知つておつたときだつたがつて、一般民間の戦災者については、従来と大臣の御心境がまだ変わっておらないことを、そこで大臣にひとつ聞いていただきたいんです。

○須原昭二君 やはり私は身分関係というのは戦前のことでありますと、旧憲法下の身分関係です。そういう点からいわば、新しい福祉国家としてわざわざが策を講じていく以上は、そないう差別があつてはならない。やはりもつと前進をさせなければならぬと思うわけです。そういう点はなだらかに

なつてゐるわけでありまして、そういう矛盾点は一刻も、少しでも日時の経過とともに穴埋めをしていくというような積極的な姿勢を特に私は強調しておきたいと思うわけです。

さらに名古屋市で身体障害者の手帳を受けておるいわゆる戦災障害者といふ調査をしました。いわゆる身体障害者のワク内で戦災障害者の調査がなされているわけですが、この際、あらためて御理解をいただくために申し上げておきますが、二百七十三名該当者がいるわけです。しかし一級は十四名です。たった十四名です。二級は二十九名、三級が七十五名、四級が九十三名、五級が三十二名、六級が三十名、こういう数字になつておるわけです。一級と若干わざかの、二級の中のわざかな数がいわゆる身体障害者福祉法によってささやかな援助を受けておる。あとは全然何にも考慮されておらないという現実です。さらに、前に申し上げました片一方の耳が全く聞こえない者とか、あるいは片目が失明しておりますても片一方の視力が一・〇以上あればわれわれ健康人と同じようにみなされて六級以下のために身体障害者の手帳も交付されちゃならないという現実があるわけですね。そういう点から見ますと、ただ身体障害者の階層だけの実態を調べれば、その中の戦災障害者だけ調べれば全部を掌握できるものではないわけですね。そういう点に実態調査のむずかしさといふものが私はあると思いますが、したがって、愛知県が百八十万円ぐらいいの費用ではできない、こういう点を私はかねがね痛感をいたしてゐるわけです。したがって、調査のあり方についても、ただ自治体だけにまかして形式的な調査をするのではなくして、国が責任を持って、そして調査をしていた。名古屋、愛知県だけではなくして、大阪、東京等というような大空襲を受けた地域はもちろんのこと、それに相応する地域をある程度、愛知県だけではなくして五、六ヵ所ぐらい設定をして総合的な調査をやはりしていただきたいと思うわけです。とりわけ該当者を見ますと、片目が失明しておるけれども、片一方が一・〇あれば

身体障害者の手帳も受けておらないわけです。

これは戦争によって片一方の目がなくなつた、こういう人でも、この片一方の目がないだけに就職の問題、あるいは進学の問題、女性の皆さんでは非常に大きな問題であります結婚というようないろいろな障害、影響といふものが大きいわけでありまして、普通健康人に比べて非常に苦労が山積をしておる。こういう実態を見るならば、当然その

単独立法なり、たとえその援護法で包含をしていかなくとも、単独立法というような形で民間戦災者の援護法というものを制定していくというような積極的な姿勢を持つことがやはり福祉時代、福祉国家としての当然の政府の責任であると私は思っています。

したがつて、時間の制約がござりますから結論に入りますが、私は昨年六月二十六日、当委員会において、公明、民社の皆さんの御協力をいただき、戦時災害援護法案を実は提案をいたしました。しかし、私は政府がもっとよい案を提案されるというならばこれに固執はいたしません。少なくとも今日、単独民間戦災者の援護法を出すのもよいでしよう。あるいはまた、いまはまだそんな意味においてはこの範囲が広がつてきているというふうにも感ぜられるわけでございます。しかし、それだけ問題は解決いたしません。そこで、ことは私どものほうも、厚生省の統計調査部において身体障害者を対象とした調査を行なつておいて、厚生省と相談して、そこは県が非常な力を入れて、厚生省と相談して、それから私どものほうも、厚生省の統計調査部において身体障害者を対象とした調査を行なつておりますので、その中で身体障害者の中で戦争による障害を受けた者はどのくらいおるであろうかといふうな計画に基づきまして実態の把握ができますれば、それに基づいて身体障害者福祉法のほうで援護ができないか、あるいはまた、二級国民年金の範囲をどの程度までやっぱり拡大していったらいいか、こういう問題になつてくると思うんです。

うのが私は必要ではないかと思ひます。

あらためて申し上げますが、戦争といふものは軍人軍属だけが犠牲者ではありません。やはり全國民が犠牲者でありますから、これは旧憲法によるところの身分関係によつて差別するのではなくして、全般的にこれを行なつていくことこそ私は福社国家として、福祉を表題とする自民党政府だつたら当然のことだと思いますが、この基本的なものの考え方立つてさらに統意検討して、いただき、とりあえずこの実態調査を国家的な行事とし行なつていただきますが、ようひとつ要望いたし

ますが、その点はいかがでしよう。最後です。

○國務大臣(鶴藤邦吉君) 昨年愛知県をモデルとしてひとつ調査をしようということで、名古屋市において昨年調査をいたしました。その結果を見ますと、一万五千四百四十三人、戦災によるもの二百七十三人、そこで二百七十三人のうち大体一級が十四人、二級、三級で大体百人近く、合計百人近く方が一級、二級、三級と、こうなつておるわけでございます。これは身体障害者福祉法による等級でございます。そこで御承知のように、昨年の年金法の改正によりまして国民年金が一級のほかに二級を修正によって救つていただくといふことになつたわけでございますので、まあ、この一級、二級、三級の一部が二級国民年金まで入つてきているんではないかと思うんです。そういう意味においてはこの範囲が広がつてきているというふうにも感ぜられるわけでございます。しかし、それだけ問題は解決いたしません。そこで、こ

れが、こういう附帯決議が昨年なされました。一年たつてもまだ芽が出てきませんから、もっと強いことを言わなきゃいけないと思つて、この、これらの障害者に対する援護の検討と、いうんじやなくて、援護を目的として実態調査をはかれと、今度決議案をつくらうと思つたら、援護の検討を入れてくれと、こういうこの厚生省の姿勢といふはきわめて私は消極的であると、こういうふうに断定せざるを得ないわけです。したがつて、そういう印象を加えないように、やはり積極的にやるという姿勢をこの際出してくるのが私は当然ではないかと思ひます。とりわけ昭和三十八年以来十年間ものが言い続けられてきた問題点ですから、ぜひとも実態調査といふものを早急にやつて、そういう方向に邁進していただきよう心から要望申し上げまして、質問終わりたいと思ひます。

○柏原ヤス君 相模海軍工廠化学実験部第二課に勤務しておりました元海軍軍属の小川仁衛さん、この方から障害年金の請求が出ていて思ひます。私も本人に会つてよく内容を聞いて調べてみましたが、このことについて簡単に申し上げますと、相模海軍工廠化学実験部第二課に勤務しておりました元海軍軍属の小川仁衛さん、その仕事はイベリット、ルイサイト、ホスゲンの合成実験、毒ガスの海中ににおける鉄板塗装の強度





な問題ではございませんで、当時現実にその方が病しました病気、これが公務であるか、あるいは勤務に関連するかというような面で、具体的な勤務の内容なりあるいはその後の障害の程度という問題によりまして、処遇ができるかどうかという問題でございますので、陸軍でございますとか海軍とかいう問題ではございませんし、公務なりあるいは勤務に関連するという問題でございますれば、旧令共済あるいは援護法、どちらかの問題にいたしましても考えられるということで、問題は、まあ、この方がやつておりますお仕事の内容なり、あるいはその後発病しました病気の状況、そういうような問題がきめ手になるんではないかというふうに考えておる次第でございます。

○柏原ヤス君 陸軍、海軍じゃないと、こういうふうにおっしゃったので、まあ、それを今後大事な局長さんのおことばとして受けとめておきたいと思いますが、この「ガス障害救済措置の概要」というのを大蔵省からいただきましたんですが、こと中には、ガス障害救済のための特別措置は旧陸軍造兵廠忠海製造所従業員で旧陸軍共済組合の組合員であった者に対し適用されていると、いきなりこういう人だといふうに出ているわけなんですね。それで事実、これはそういう組合員に限つていろいろと手帳が交付されたり、特別手当ですか、そういうものが出来たりしているわけですね。それで、これで適用しないからこそ、学徒の問題や挺身隊員の問題が非常に窓口もなく冷たく取り扱われているということが問題になつてゐるわけで、陸軍でもない、海軍でもないと、ガス障害者特に毒ガスがいま現実に問題になつてゐるのですから、それじゃこういう措置が同じようになされるんだと、こういうふうに受け取つてよろしくうございますか。

○政府委員(八木哲夫君) 先ほど申し上げておりますように、この方が戦後非常に長期間にわたりまして、最近になってお話を出てきましたというふうなことでございますので、かなりまあ、古い時

代のことになりますので、その意味で調査は非常にむずかしい問題があると思いますが、やはり當時この方がどんなような勤務の内容をやつておられたかと。したがいまして、その後発病しましたういう点につきましての十分な調査をいたしまして、勤務の内容から見まして、その後の発病というものが当然結びつけられ、あるいはその障害の程度におきましても援護法等の対象になります程度の障害者であるということになりますれば、援護法なりの対象になるということをございますので、現段階におきましては、もう少しこの方の勤務の内容なり、あるいはその後の状況なり、あるいは当時のいろんな関係者のお話なり、あるいは病状なり、因果関係等につきましての内容の研究をさせていただきたいと思ひますので、しばらく時間をかけていただきたいというふうに思う次第でございます。

○柏原ヤス君　どうも話が何か、私、局長さんのお話をすなおに受け取れないんですけども、私がお聞きしているのは、もう一度申しますと、援護法で救われるんだと思っていたところが、局長さんが旧令法で救うほうが優先だと、こういうふうにおっしゃったことから話が始まつたわけですね。ところがこの人が旧令法で救えるかどうかと、まあ私思うわけなんですね。はつきり言えばね、いまの旧令法で救えないんじゃないですか。そこで、しかし私は、局長さんが旧令法、旧令法といふことを非常におっしゃつている意味もわかるわけなんですね。この方は確かに海軍の軍属であり、旧令共済組合の組合員なんだから、その立場を非常に尊重していくべきだよということを力強く思ふわけなんですね。しかし、旧令共済の組合員であるというだけでは、このガス障害救済のための特別措置要綱ではどうにもできないわけですね。ですから忠海製造所の従業員に対してという、そういう行政措置を、あのときは陸軍の問題として陸

軍で毒ガスを使っていたというんだから、その範囲にとどめて行政措置をしたと私思ふんですね。いやほかにもあつたら、ほかのほうも同じよう 救いますよなんて言えば、まだほかにも毒ガスを 抜っているところがあるかのような感じを与えることになるんですから、そういうことは私はもちろん言はずもありませんし、忠海製造所では確かに毒ガスを使っていたということが明らかになつたので、そこにいる従業員を対象にした行政措置であるということは当然だと。しかし新しい事実が生まれてきた場合には、この行政措置を――非常にこの内容が、私はまだ考へてゐる内容だと思うんですね、ですから、適用させていつらいいんじやないかと。適用させられれば非常に本人は喜ぶと思うんですね。むしろ撲滅法でやるよりもこのガス障害者救済のための特別措置要綱の行政指導を受けたほうが本人は早く救われるんじゃないだろうか、こういうふうに思いますので、陸軍とか海軍とかという差別を取り除いて、そして海軍の場合にも旧令共済ができるように、大蔵大臣がこれは責任でいらっしゃるんだから、厚生大臣のほうからも働きかけをしていただけないものかと、こういうふうに申し上げているわけなんです。

○柏原ヤス君 ひとつその点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県や市町村の窓口業務のあり方ですが、千葉県でこういう連絡をしているわけなんですね。この内容は、相模海軍工廠化学実験部の名簿を厚生省から受け取りましたと、これで人証を取りなさいと、そういう意味の連絡なんですね。私これを読んでみて、こういう業務に携わっている方はおわかりになるかも知れぬけれども、一般の、特に農業の婦人なんかは、ちょっとこういふ書き方とどうか、言い方じやあほんとうにわからんじやないかと、もっと親切にできないものか。とにかく長い問答しんでやつと厚生省にすがりつくような気持ちで申請しているわけです。それに對して県からこういふ、まるでメモみたいな一片の紙きれが封筒の中に入つて渡された。ほんとうにわからんないですよ、これ。だれをどうしてどうしなさいというのか。紙がないから小さい紙で書いたのかもしませんけれども。もう少しタイプで打つとか、また町役場もあるわけですから、県から町役場に連絡し、役場の人方がそこの家へたずねて行って、これはこういうことなんですよというふうにやつていただきたいと思うんです。そこでその点いかがでしようか。

○政府委員(八木哲夫君) 私どもの担当しております行政の対象の方は遺族の方でござりますとか、あるいは戦傷病者の方でござることでござりますので、私ども機会あるごとに取り扱いの問題につきましては十分御本人の立場になりましてものことを処理するということで、できるだけ族なりあるいは戦傷病者の立場に立つてものごとをさいます。

先生からただいまお話をございました点につきましてやや事務的な連絡に流れ過ぎているというような感じもござりますし、特に市町村あるいは県におきましても平素十分注意いたしまして、遺族なりあるいは戦傷病者の立場に立つてものごとをなさるかといふうに考えられるわけござります。

を処理するということで進んでいるわけですが、それとも御指摘のような点につきましては市町村につきましての指導の万全を期してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○柏原ヤス君 やや事務的——事務的だということを言つてゐるんじやなくて、不親切ということですね。私は事務的には事務的でいいと思うんですけども、もつとあたたかくやつていただきたい、特にあたたかくやつていただきたいということをお願いいたします。

次に、申請書類が出されて審査が進められるわけですが、厚生省から、こういう点の書類が不備だからこれをそろえるように、こういうふうに本人にあわしなさい、こうしなさいという指示が来ているわけなんですね。これを読みましてちょっとお聞きしておきたいんですが、「人証が一人もない。障害の申し立てがないので本人のみでは体質の関係ではないか」と、こういうことが一項目出ているわけです。あんただけが申請しているんだと、だから自分のからだがそういう年をとつたからそうなつたんだしようと言わぬばかりの項目ですね、これ。本人が人証をとらなきやならない、しかもこれは三名か四名ですと、こういうふうに県からのには來てないわけです。そういうなかなかへんな人証を三名、四名、農家の主婦が貧乏な中でさがし歩くといふことはたいへんなことじやないかと。聞いてみますと、ごく限られた範囲の中でも、同じ職場で働いていた福島さんという人は女性ですがすでに死んでいます。また、門馬さんとか宿谷さん、石井さんという方々もなくなっています。そして、なくなりも若い年齢の方なんですね。で、この人以外に障害の申し立てがないだけに、私は実際は障害があると、こういうふうに思ひます。そして、なくなっている方も相当多いんじやないか。そういう中で、主人の病気を看病しながら家政婦をしたり

出かせぎをしたりして生活の苦労をしている人につきましての文書のお話がございましたが、それは、私どものほうが県のほうに対しましてこういう問題を考える必要があるんじやないかということをございまして、法律に基づく仕事でございまますので、本人の申し立てのみでやるということはやはりむずかしいと思いますので、そういう意味から少しでも補強しようということで、なかなか古いことでございますので確実な証拠書類といふものがいと、こうことも十分考えられますので、そういう場合には当時一緒に働いておられた方々の証言といふことが一つの大きな参考の資料になるわけでございますので、そういう意味でおそらく御本人が現在おられるわけでございますから、当時こういうような関係の同僚なりあるいは一緒に職場で働いてきた人がいるんじやないかと、いうようなことが得られるんじやないかといふことで、そういう面を県のほうに対しましては、戦後すでに三十年近くもあるというこまでは、戦後すでに三十年近くもあるといふても終戦後七年ぐらいでございますが、最近、特に先生からお話をございました今回のケースにつきましては、戦後すでに三十年近くもあるといふとでございますので、やはり当時の勤務と、それからその後の気管支炎等との関連性というものが公務であるかあるいは戦後の発病かといふような点におきまして、一つの発病の時期なりあるいは戦後におきます病気の状況といふものがやはり大ききめ手になるわけでござりますので、そういう意味におきまして、当時御本人のほうからお医者さんにかかるお話をございましたといふお話を出ておりますので、その間の資料と「もの」がござりますればやはりそれが一つの一番有力な参考資料になるわけでござりますから、そういう意味で、そういうような資料をぜひほしいということを申し上げておるわけでございます。

なお、私ども扱っております多くのケースございますが、確かになかなか古いことでござりますけれども、確かになかなか古いことではたして、五項目指摘されているその三番目に入院のときの治療の状況として、特に二十年ごろからの申し立ての記事がない」と、こういうふうに示されて、それをお出しなさい、こういうことでございますが、

○柏原ヤス君 もう一点お聞きしたいですが、「勤務中に多少気管支炎のり病があれば起因の関係があるが、全くそのり病がない」と、こういうふうに示されています。それがないと毒ガスとの因果関係がないことになるのか、この一点お聞きしておきたいと思います。

それから広島大学の報告を見ますと、製造をやめてから十年も過ぎるころからガンが発生してく

ると、こういうふうに報告されております。す

べ、勤務中に羅病がなくともあとで発病する

ことだつて十分考えられるわけですね。しか

ら、勤務中にこの人はからだのぐあいがおかしくなつて一時薬品課というところに回ったという事

件もあるわけです。で、医学的に本人の現在の病

状から毒ガスによるものと思われるということであれば、過去三十年前の資料が完全にそろわな

くとも、現実には事實そろえることが困難な

ことですから、もう少しそういう点緩和していく必要

があると、こう思います。いかがでしよう。

○政府委員(八木哲夫君) 非常にむずかしい問題

でございまして、医学的な判断等につきましては

専門のお医者さん等の御意見を伺わなければなら

ないと思うわけでございますが、いずれにいたし

ましても勤務中に、特に在職中に何らかのそ

うような病状があつたということになりますと、

その勤務との関連性よりは、むしろ新し

いその後の状況による発病ということではたして、

退職後相当期間たつてから発病したということに

なると、勤務との関連性よりは、むしろ新し

いその後の状況による発病ということではたして、

勤務との因果関係があるかどうかといふことが

医学的に非常にむずかしい問題にならうかと思われ

るわけでござりますが、いずれにいたしましても

非常にむずかしい問題でござりますので、専門の

お医者さん等の御意見を伺わなければならぬ問

題であるといふふうに理解しております。

○柏原ヤス君 そこで、本人があれだけの書類を

おられるということはたいへんことだと私思

いしているというような次第でござります。

まして、厚生省に伺いましたときに、一体こうい

う書類は本人だけでそろえているんですかとお聞きしたらば、相談員というのがありますと、それで相談員にいろいろと相談しながらやっているんだと、それじゃこの小川さんの相談員はどなたですかとお聞きしまして教えていただいたわけなんですね。それで小川さんのところへ行って、とにかくいたいへんでしょうけれども、相談員もいらっしゃるのだからそういう方にもいろいろ相談して、これからそろえる資料その他もたいへんむずかしくなるからしつかりおやんなさいと言つたら、相談員といふことも知らないんですね。それで、そんな人は来ませんと言うんですよ、知らないと、その人を何も責める必要もありませんが、とにかくあなたもうそういう人がいるということを知つて、こういうところにいるこういう人ですよ、電話かけておきなさいと、こう言って連絡とるように言つたわけなんですが、私、ここにもまたこういう不幸な、氣の毒な人をほんとうにあたたかく励ましながら救つていかなきやならないのに、その最先端の相談員がいるということを知らないと、その相談員の方も一べんも来てないといふ。これじやほんとうにたいへんだなあと、こう思つて一体相談員というのはどういう人がなるのかしらといろいろ考えてみましたら、この相談員の方のこと非常に大きな問題があるわけですね。で、昭和四十九年度から七百円にしたと、幾ら篤志家で金額には関係がないといつても、こういう援護行政の大手な役割りを果たす人に対しても行けやしないと、こう思つたわけなんです。どうですか、この点は。

○政府委員(八木哲夫君) おしゃりをいたしましたが、私ども先ほどもお話し申し上げましたように、援護の対象になります方々は、遺族でございますとかあるいは戦傷病者の方々でござりますので、できるだけあたたかい気持ちでその方々の立場に立って仕事をしていかなければいけない

んじやないかというようなことで、現実に恩給にいたしましても援護法の問題にいたしましても、それが相談員の方々がそういう方々のお立場でございますので、市町村の役場の職員なりあるいは相談員の方々がそういう方々のお立場でございますので、必ずしも同じような考え方で比較するに立って現実にはかなりお手伝いしてお仕事をやつしていただいているというようなことでございますけれども、現在の戦傷病者相談員なりあるいは相談員の方々がそういう意味で御協力を賜わつておられるということで、戦傷病者なりあるいは遺族の相談に応するというような方々にでございますが、いざれにいたしましても、私ども援護行政におきまして民間のいろいろな意味で御協力を賜わつておられる方々でござりますので、その謝金等につきまして最近の物価情勢等も考えまして額が非常に少ないというおしかりはいただいたわけでございますが、本年度予算におきましては従来より四割程度アップしているというような実情でございまして、今後とも戦傷病者相談員なりあるいは遺族相談員の処遇の改善につきましては努力してまいりたいと考えておられる次第でござります。

○柏原やす君 ここでこの七百円ということについてもうちょっとお聞きしておきたいんですが、婦人相談員とか母子相談員、これは非常勤の職員、しかも三万六千円、同じような立場にある方だと思つておますが、この点、そういうものと比較もある程度の電話代等の実費も必要ではないかとて、民間の方々の御協力に主として仰いでいるわけでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、最近のいろんな事情等を考慮いたしまして、本年度から四割アップしたというふうな状況でございます。

○柏原やす君 今までいろいろ議論をしてまいりましたが、大臣にずっと聞いていたいたいと思います。この小川さんの件は身分は海軍のもと軍属であり、毒ガスの実験研究をしていました。現在その後遺症と思われる病状に苦しんでいます。この点いかがでしょうか。

○政府委員(八木哲夫君) 母子相談員あるいは婦人相談員のお話が出ましたけれども、やはりそれは沿革なり、あるいはやつておられますお仕事の内容なり、そういう面でいろいろ差がござりますので、必ずしも同じような考え方で比較するにいたしましてはだいぶ以前のこととございましてお医者さんにおかれましては、なかなか資料を集められるのもたいへんなことだと思います。それから本人が途中病気になりましてお医者さんにかかるおつた。ところがお医者さんがやめてしまつたとか、そういうふうな特殊な事情があるようございますが、せつから本人がそう思つて申請をするわけでございませんから、私のほうもできるだけ親切な取り扱いをいたしまして、厚生省においてもいろんな調査をいたしまして判断をしてまいりたいと思います。いまどううことになるのか、結論について私は私ども言えませんが、できるだけの資料を集めまして、実態の把握の上、必要があるならば、いまどういう措置を講ずる、こういうことにいたしました。いふうにいたしたいと思います。

○柏原やす君 最後にもう一つお願ひしたいことがあります。これは新潟県の三条市上田島の高野マツさんという方から遺族年金の請求がずっと前から出ておりました。その審査の結果、これが簡単にどういう結論になるのかお聞かせいたただきたいと思います。

○政府委員(八木哲夫君) 先生からお話をございましたのは立川飛行機の下請会社の高龜製作所の職

員のお話ではないかと思ひますけれども、現在の援護法のたてまえといたしましては、軍人軍属のような直接軍の構成員であつた方、あるいは直接軍の構成員ではございませんでも、もとの國家総動員法等によります徴用工でございますとか、あるいは勤勉学徒のように直接身分はございませんでも国の相当な強制力が及んでおつたというようなことで、軍人軍属と同じように考えるべきじゃないかというようなことで準軍属の方を対象にしているわけでござります。いわゆる赤紙、白紙といふような方々でございますけれども、先生からのお話ございましたケースの方につきましては私どもは調べましたところが、これは当時のいわゆる総動員法に基づきます徴用というような方ではございませんで、たまたま当時の軍需工場でございましたので、戦争協力という面から申しますと、仕事の内容におきましては軍需工場でございますので、徴用工がやっておつたのと同じような仕事をやっておつたわけでござりますけれども、国なりあるいは軍の強制力という面から申しますと、御自分で営業をやられ、お仕事をやられておつたというような方でござりますので、現在の援護法のたてまえから申しますと、そういうような方々につきましてまで援護法の範囲を拡大するというわけには現在のたてまえではむづかしいのではないかというふうに考へる次第でござります。

うだけ自分で自分の点がダメなんですね。しかし一般戦死者と非常に違うと思うんですね。何とかこの高野マツさんの心情からこれは認定できないのかと思いますが、その点いかがでしょうか。

**洞型**——空洞のできる重症型ですが、それが三つ目には、昭和四十三年度の調査に比較をいたしまして、再入院が増加をしてきている。  
四番目には、治療目的達成困難な者がその中で六二・二%で漸次増加傾向をたどっている。  
二四・二%に達しておる。

たとえばフィリピンをあげますと、人口十万対八  
十というように、わが国に比べましてかなり結構の  
対策におくれておられるような感じのするところもござ  
りますが、いわば日本国は中進国の上と  
いうあたりに位置するんじゃないかというような  
感じでございます。

○審議タケ子君 それでは結核予防法等の一部を改正する法律案に関連をいたしまして厚生省の見解をただしたいと思っております。

戦前戦後にたいへんしようけつをきわめましたわが国の結核患者は、抗結核剤の開発やあるいは社会的、文化的な水準の向上等から、昭和二十二年に人口十万対比で一四六・四人が昭和四十五年には一五・四人に、十分の一に減少しております。確かに大きな減少ぶりであります。ところが、一方いまだに三十万の患者が野放しにされているといふうに関係者の間からはきびしく指摘をされております。昭和四十八年の六月に日本結核療養所協会の医療研究会が行ないました民間療養所における結核入院患者の実態調査によりますと、入院患者の中で高齢者が激増しておって、五十歳以上が全入院患者の二分の一を占めておるわけであります。四十歳代を含めますと、四十以上の入院患者というものが三分の二を占めているんです。二つ目には、肺結核の病型からいいますと、空

九 先 生

とも、そういった結核患者の実態、それから日本との結核ベッドと患者との対比、あるいは国民全体の層での結核患者の集中して蔓延している、偏在化しておるといわれているんですけれども、そろ

おりますのが十五万五千床でございますから、核のベッドの利用率は六四%程度になつて、いるとうな現状でございます。

まず、外国との比較でござります。外国との比較につきましては、死亡率の比較しかございませんが、現在のところ日本の死亡率は人口十万に対しまして一一・九になつております。これに対しまして先進国の例をあげますと、たとえばオランダが一・二、アメリカ合衆国が二・七、あるいは西ドイツが八・三というように日本よりも死亡率の低い国が先進国にはまだござります。一方かなりの

とも、そういった結核患者の実態、それから日本との結核ベッドと患者との対比、あるいは国民全体の層での結核患者の集中して蔓延している、偏在化している、といった実態はどうなっているか、それらの点につきまして簡単だけつこうでございますから、実態についての御報告を最初に伺いたい。

○政府委員(三浦英夫君) あるいは先生の御質問に対して二、三落とす点があるかもわかりませんけれども、あらかじめ御了解いただければと思つた。

ように、歐米諸国と比べまして、私の調査をたしました統計によりますと、これはいまの一・何人かの死亡率、これはほぼ歐米諸国、オランダやデンマーク、アメリカ、そういったところと比べると約二十年前の水準なんですね。でたら、先進歐米諸国と比べたら二十年おくれていうと、いまの日本の水準というのは、大体そのデータで見ますとボルトガルだと中南米諸国程度という実態だという点がやはり明確にされなき度

ならぬと思うんです。したがって、決して結核対策を軽視ちやならぬという点を、こういった字的なデータからも言えるのではないかといふうに思いますし、結核はそしてまたそんなに簡単に片がついていないんだと、むしろ逆に社会の底辺に深く潜行していっているというふうなのが実態ではないかと思うわけでございます。これは時間がありましたら少し申し上げていただきたいと思つたんですけどれども、そういう点で、決して結核対策を軽視してはならないという点のまあ集中的、典型的な実情を一つ申し上げて、具体例を出してお尋ねをしていただきたいというふうに思うわけをしてお尋ねをしていきたいというふうに思うわけです。

具体例と申しますのは、大阪市西成区、ここは大阪市内でも格別の罹病率、発生率の高い地域です。中でもその中で集中的に問題になつておりますのは西成区の愛隣地区といふところの結核対策でござります。これをちょっと簡単に実情を紹介申し上げてみたいと思うわけですからども、幸いに大阪市の西成保健所の学会報告をたいへん簡単によつてまとめた資料がありますので、これを要点だけ紹介をしたいと思います。

愛隣地区といふのは西成区の東北端に位置しまして、面積〇・六二平方キロ、人口約四・六万人、四万六千人です。そのうち約二万人が単身労働者、全国各地より集まつた者が大半を占めている。全国的に見て結核患者は減少しつつあるが、愛隣地区におきましては横ばい状態が続いており、罹患率、有病率は他都市と比較して異常に高値を示している。どの程度の異常かといふ、これはグラフが出て、数値が出ておりますので、一、二申し上げてみたいと思ひますけれども、これは名古屋の例をとりますと、名古屋の罹患率が一八〇、これに対して西成の罹患率が八八三、その西成の中の問題になつておる地区的愛隣地区では罹患率は五二、中でも愛隣地区は三七〇〇、これはけた違二一二三です。それから有病率を見ますと、同じく名古屋は六二〇、西成の有病率といふのは二二

策の一環として、住民の要求もあって、毎年一回であった住民健診を毎月一回定めてその実施結果を出しておられます。これは昭和四十八年度の分でござりますけれども、これによりますと受診者千百八人の中で要精検者、精密検査を要する者ですね、要精検者が百五十七名、一四・二%という状況なんです。しかもその百五十七名のうち四十五名は登録済みの人です。すでに以前に登録した人、全く治療中絶患者であるという状況になつております。これがまあ実態になつておるわけでございます。

そこで問題になつてしまいるのは、愛隣地区の単身労働者の結核相談、これはもう保健所で一般的にやつていて間に合わないということで、その愛隣地区の集中的な対策として、私立更生一大阪市立ですね。大阪市立更生相談所及び保健所の分室、これが協力してやつておる。ところが、病床数の減少によつて「収容が非常な困難を来しております、事故退院等により再入院する場合は相当期間待機せざるをえない状況のため、その在野期間中が感染源対策上の問題点である。当所では」これはまあ、まとめた内容を全部一応紹介しますね。「当所」というのは大阪市立更生相談所ですが、私立更生相談所は、大阪市の環境保健局、それから私立更生相談所と西成保健所とが協力をして、

「昭和四十七年九月から四十八年五月まで三回に分けて近畿一円の国公立病院十一カ所、私立病院五カ所を訪問し、その実状を訴え収容を依頼したが、愛隣地区患者は即日入院を要するため難色を示された。」それから大阪市消防局の資料によりますと、昭和四十八年二月から十二月までの発生件数、一一消防局はこれは救急患者の搬送ですね。これの「発生件数は百二十四件で、収容したるもの六十件、一時収容したもの三十二件、診療後帰宅したもの二十四件、その他八件」、そのまあ件数もさることながら、「その所要時間は一件あたり一

これは救急車ですよ。「五十分から十五時間を使つて」こういう状況になつておるわけでござります。こういうふうにまとめられた内容をもう少

シリアルに申し上げてみますと、たとえばこの地域では一人の入院患者を発見しますと、要入院患者を発見するとベッドさがしにどのくらいの苦労を要しているかと、これは保健所——西成の保健所と大阪市立更生相談所の職員の意見です。一人の患者を入れさせるためにベッドさがしにまず平均二十五ないし二十六カ所ぐらいに電話をしてやっとさがすことができる。多い場合には一人の消防局結核患者収容状況の資料というのを見ますと、これはもう実にたいへんなんです。先ほど平均五十分から十五時間要しておる——平均じやなくしてそのぐらい要しているというふうにわれておりましたが、これはたまたま大阪市の消防局の資料によりますと、昭和四十八年度中の結核患者収容状況というので、これは西成の愛隣地区管内のデータですが、搬送人員が三百七十七人、一件あたり五十分から十五時間だというふうに書かれていますが、これによりますと、具体例——非常にリアルに消防局ですかから報告をしているわけですね。その報告をそのままちょっと参考のために申し上げてみますと、どのくらいかかるつていふるかというと「八月十一日西成区松田町二—二十七幸陽在十七時四十四分に覚知し、大和中央病院に選択搬送したが満床のため同病院前で三時間十六分待機したのち、救急指令台の指示により岸和田市民病院へ搬送（到着二十一時十分）同日二十三時帰署、本件所要時間計五時間十六分。」

同四時五十五分海道救急隊が再度出場し、港救急隊と交代し、引き続き觀察し、同九時十五分いたん出張所に引き返し、二部から一部へと仕事を引き継ぎ、同十時四十五分、救急指令台の指示により暁明館病院に収容

本件所要時間十四時間四十五分、こういうふうな状況になつてゐるわけでござります。こういう状況でございますから、これはここでは何としても入院患者をすぐに入院させられるベッドがない。保健所のまとめのところではこういうふうにいわれております。「1. 愛隣地区結核患者の収容については、現在の労働者の社会環境から即刻収容しうる施設が望まれるので、国公立をはじめ、民間医療機関の患者受入れの協力を要請する。

2. 併発症に関しては、精神病の併用病床を、国公立病院に設けてほしい。」こういう二点が書かれてゐるわけでございます。

ちなみにこれはどういう状況になつているかといいますと、いまこの愛隣地区の扱つてゐる患者の入院取り扱い状況と、いうのは昭和四十七年度で八百三十八人、昭和四十八年度は八百六十一人です。ところがこの中で保留をされて即日入院できなかつた者は四十八年度は八百六十一人中百三十九人、それから結核病床は大阪府関係だけでもこの二年間、四十七年三月末から四十九年三月末までの間に千八百五十九床、約二割近く、二割程度二〇%近く病床が減つております。

それから収容状況の行き先はどういうふうになつてゐるかということですが、これを見ますと、これは西成保健所管内でござりますから、愛隣地区と一般地域とに分けてあるのですがね。昭和四十八年度を見ますと愛隣地区が六百八十六人、一般地域が百八人、計七百九十四人になつております。それが収容状況は国立が二十七人、公立が六十一人、私立が七百六人というふうな状況になつてゐるわけでござります。そういう状況でござりますから、これは一番問題になつてゐるのは、hammad

最初にお伺いをしたいのは、こういう具体的な集中的な状況というのが出ているわけなんで、そこで保健所の関係者が切に願っている国公立の病院にまず収容をしてもらえないものだらうか——先ほど申し上げた国立、公立というのは一般患者なんですね。一般患者のうちの一部なんで、愛隣地区からは国公立病院は一切収容がされていない。これを何とかして受け入れてもらえないだろうか、というのは開放性の患者がたいへん多いわけです。これもちょっと申し上げたほうがいいんですけれども、そういう点で、国公立病院でのベッド数がこの十年の間に十万から減つておるわけですけれども、十年じゃないですね、昭和三十三年から見ますと、二十六万ベッドあったのが結核病床十五万に減つて、いるわけだから十一万ぐらい減つておる。しかも充足率が六割余りということになっておるわけですから、これはたいへんなことで、感染性の患者さんが十七万ですか、ですから十万ぐらい入っておつたら七万ぐらいは排菌をしながら感染性の患者さんが一般地域で野放しにされておるという状況になつておるわけですね。で、集中的に出てきておるのは、たとえば愛隣地区だと、こういうかっこうになつて出てきておるのですけれども、国公立病院が収容するという立場をなぜおとりにならないのか、これは一べんどうしてもはつきりしていただきたいというふうに思うわけなんですが、いかがですか。

○政府委員(濱沢正君) 愛隣地区的具体的な事例につきまして先生から御質問と御説明があつたわけでございますが、われわれの資料には愛隣地区からの命令入所患者、四十七年末でございますが、国立が十二、公立が五、私立の医療機関が五百五十六という数字がございまして、ゼロではございませんが、非常に私的に多く入所しているという実態はいなめないと思うのでござります。実は大阪府の医師会長からも昨年来何度も電話その他具体的にお会いしてお話をございまして、この愛隣地区の結核患者の収容について話し合いたいということで、私のほうでは近畿の地方医務局という

がございますので、そこも参画いたしました。大阪府衛生部、労働部、あるいは市の環境保健局、民生局、消防局、それから西成保健所、大阪府の医師会、西成地区的医師会、国公立の病院長のお立なる方々、こういう方々で協議会をつくるといふことで御相談ございましたので、当然のことながら積極的に参加していろいろ対策を協議していただきたいということでお願いしたわけでござります。その後、協議の経過等も、概要をございまさが、非常にむずかしい問題をかかえておるようございます。先生のおっしゃるよう、実態は私立に多く入っておりますが、愛隣地区の結核患者が喀血、その他病気を持ちながら労働しておる、病気が急変する、したがって救急患者的な収容体制を考えなきやならぬ、こうしたことになりますと、国公立ももちろん収容を積極的にすべきでございますが、一面また愛隣地区と関係の深い近隣の私的病院等も含めましてその際収容するという実態もございましょうし、また大阪市の福祉関係あるいは厚生関係等の御配慮等もございまして、実態は今までの収容の数字は私的に多いといふ形になつておるものもまた実態であろう、と思うでござります。われわれとしてはこの協議会のこまかい経過は詳細には存じませんけれども、やはりこの愛隣地区だけで急に患者が発生した場合は、これは本来は望ましくないでございまして、健康管理あるいは健康診断等がもとと徹底して、悪化しない状態のときに結核治療ができるのが望ましいでございますけれども、この点につきましては特殊な条件の地区でござりますし、現実には医療としてそれに対応しなきやならぬというふうに思つておわけでござりますので、最近入りました愛隣地区の対策の一環として、第一次の収容施設を愛隣地区に小規模ベッドでつくろうというようなお話を話し合いがこの協議会によつてなされて、予算的にこれが具体化がはかられるよう聞いておりますので、当面の救急的な収容については、そのようなものができますればたいへん対策として前進するのではないかどうか。その後の第二次的な取

容について十分この協議会等を通じまして、国公立ももちろんのこと、私のも含めまして、お互に協力し合うというようなことにならうかといふうに、直接参加しておりませんので、いろいろの報告をもとにしてお答えしたわけでござります。

○斎藤タケ子君 いや、私は特に大阪府医師会から要望もあつたということ、あるいは大阪市会からも、これは議会で議決をして、二年ぐらい前に厚生省にお願いをしたということとも記憶しておりますが、たいへんな大問題になつてゐる。結核斜陽論が論じられて、片方では対策が軽視をされてきているんだけれども、先ほども申し上げたように、低所得者から国民の底辺に深く潜行してきてゐるといふ実態が集中的にこういった地域にあらわれてゐる。したがつて、住民健診をやつても一五%も精密検診をするバーセントが出てくるといふようない状況では、これは一般の地域から言つたら五倍強ですね。そういう状況になつておるということは、感染源が放置されているということになると思うんです。その率で見ますと、愛隣地区四万六千人の住民の中で二万人が単身労働者、で、その人たちにその数字を適用いたしますと、精密検診を要する患者、これは三千人になるわけですね。精密検診を要するといふうな内容とは違う。内容は、ほとんど空洞を持つてゐる、あるいは肺の半分以上が浸潤におかされている、結核におかされてゐるといふうな、たいへんなしろものの精密検診を要する内容になつてゐるといふうな状況でございますから、これはいま協議会で計画をしてゐるそだから、それができればたいへんけつこうだといふうにおっしゃるわけだけれども、実態はどうなつてゐるかといいますと、大体結構で発病しておつても、動ける間、ぶつ倒れるまで働くというのが労働の実態でしよう。それからたいへん疲れるからたいがい酒を飲む、栄養失

調、栄養不良というふうな状況が常に回つておるという状況です。それから宿泊場所というのは、いわゆる野宿あるいはドヤ街ですね、そういうところですから、これは毎晩毎晩消毒するといふのはできませんからね、常に感染にさらされているという状況の中で起こつてゐるわけです。ですから、患者を発見した場合に、一ヶ月先だつたら入院引き受けますという連絡をしてもらつても、その患者どこへ置いておくか、ドヤへ置いておくわけにいかぬわけですね。ドヤに置いておつたら、周囲の人々に感染しますよ。そういう状況になつておつて、しかも一人の患者が発生したら、平均二十五、六カ所病院をブッショしなかつたら収容ができない。救急車は患者を乗せたままうろうろしているというふうな状況というのが、いま日本の、結核斜陽論が論ぜられておる中で、こういう状況が起つてゐるんだということをひとつ認識をされて、結核ベッドが絶対量としては確かに足らないけれども、あいてるだけですからね、そうでしょう、六四%しか充足しないんだから、少なくともそいつた点はすみやかに収容できるといふふうな体制を、これは結核行政として厚生省がそのままでおどりになるかどうか、そのことは基本的に大事です。これは、私立病院での結核ベッドの問題といふのはいろいろ問題あります。時間がありませんからきょうは触れませんけれども、そういう点について厚生省として、関係者が協議会で取り組んでくれているようだから安心ですといふような話じゃなくて、集中的にこういう事態が起つてゐるということを認識し、た上で対策をどうするかと、行政上のかまえをどうするかという点をはつきりしてもらいたいと思う。

つきましても、私ども勉強しておるような次第でございます。実は今度の改正をお願いしましたのは、結核をそういう軽んずるという意味で改正をお願いしているんじやなくて、むしろ小中学校の健康診断とかあるいは予防接種等につきましては……

○斎藤タケ子君

そんなものはわかつてゐるがな。

○政府委員(三浦英夫君) むしろその手を抜いたところを今度はそういう方々を中心に対策を、各保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつていきたいと思つておる次第でござります。

○斎藤タケ子君 これは、私が集中的な蔓延地域の問題をなぜ出しているかというのは、対策も確かに手がぬけていて、関係者にまかしていますと

いう形では話にならぬということを言つてゐる。これは国公立、先ほど教値を局長お述べになりましたけれども、どこまで行って入院をさしてゐる

ところを今度はそういう方々を中心に対策を、各保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつていきたいと思つておる次第でござります。

○斎藤タケ子君 これは、私が集中的な蔓延地域の問題をなぜ出しているかというのは、対策も確

かに手がぬけていて、関係者にまかしていますと

いう形では話にならぬということを言つてゐる。

これは国公立、先ほど教値を局長お述べになりましたけれども、どこまで行って入院をさしてゐる

ところを今度はそういう方々を中心に対策を、各

保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつ

ていきたいと思つておる次第でござります。

○斎藤タケ子君 これは、私が集中的な蔓延地域

の問題をなぜ出しているかというのは、対策も確

かに手がぬけていて、関係者にまかしていますと

いう形では話にならぬということを言つてゐる。

これは国公立、先ほど教値を局長お述べになりましたけれども、どこまで行って入院をさしてゐる

ところを今度はそういう方々を中心に対策を、各

保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつ

ていきたいと思つておる次第でござります。

○斎藤タケ子君 これは、私が集中的な蔓延地域

の問題をなぜ出しているかというのは、対策も確

かに手がぬけていて、関係者にまかしていますと

いう形では話にならぬということを言つてゐる。

これは国公立、先ほど教値を局長お述べになりましたけれども、どこまで行って入院をさしてゐる

ところを今度はそういう方々を中心に対策を、各

保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつ

ていきたいと思つておる次第でござります。

○斎藤タケ子君 これは、私が集中的な蔓延地域

の問題をなぜ出しているかというのは、対策も確

かに手がぬけていて、関係者にまかしていますと

いう形では話にならぬということを言つてゐる。

これは国公立、先ほど教値を局長お述べました

けれども、どこまで行って入院をさしてゐる

ところを今度はそういう方々を中心に対策を、各

保健所を動員いたしまして、積極的な対策をとつ

ていきたいと思つておる次第でござります。

これは結核菌をまきながら精神病患者をああいう地域にはうり出しておくことは、どういう状況になるかというの申上げなくてもおわかれだと思うので、これに対する対処のしかたをどういうふうにお考えになつておるか。

○政府委員(三浦英夫君) 精神と結核の特に併発されている患者さんの問題、私ども非常に苦労して

いるところでございます。これらの特に精神ベッドにつきましては、そういうアルコール中毒であるとか、あるいは一般的な精神異常者の方で

結核を併発されているような特殊な精神病患者さん

であります。それから、精神と結核を持つておる患者

を収容いたしております。この点につきましては、

公衆衛生局からも答えましたように、かなり地域

性で、県の衛生行政の一環として結核と精神の合

併症が発生した場合どこで収容していくかといふ

ことは衛生部長のやはり十分考慮しておかなきや

ならぬ問題でござりますので、われわれも国立と

してはこれに御協力すると同時に、行政的には結

核と精神の合併症とともにこれから老人病的な要

素も強くなりますし、そういう意味で、それぞれ

の地域においてそういうベッドの確保といふよう

な問題を検討していくただいて、精神病床の設置が

必要ならばこれに助成していく、こういうよ

う形をとるべきだと、国立は当然その一環としてす

べて転換して、精神療養所としての機能あるもの

はその地区で、もともと結核から転換したもののが

大部分ござりますので、結核との合併症を担当す

る、こういうふうにしていきたいと、こう考えて

おります。

○政府委員(三浦英夫君) もちろん国立として、

医務局長がおられます、国立ももちろん受け

持つていただき、あるいは民間病院の方でも特

にそういう患者さんを受け取つていただけるよう

です。そのことが問題だというので、少なくと

もこれは協議会で対策を立てたとしても、あした

から間に合わないんです。少なくとも国公立病

院を中心に国公立が引き受けるという立場にお立

ちにならないと、私立病院がそれは断わらざつても

しようがないですよ。しかし圧倒的多数は私立病

院が現に収容しておるという状況なんですからね、その点ははつきりしてもらいたいと思う、姿勢を。

それからもう一つあわせて申し上げておきたいのは、こういった地域で一番困つておるのは精神病との併発患者です。精神病との併発患者は行き先がない。取つてもらえるところがないんです。それに対してはどういうふうに措置をされるか。

○斎藤タケ子君 医務局長おられますからと言つておられますけれども、医務局、どないですか。国立ですぐ併発患者の対策おとりになりますか。

○政府委員(滝沢正君) 実は、先ほども申し上げましたように、國立は、当初軍人の精神関係の療養所といふのは全国に、当時國立に引き継いだと

きに四つほどしかございません。その後、結核療養所の運営と地域の結核患者の収容状況、あるいは地域の精神病床の不足収容、そういうものを勘案しながら、その後約二十近い施設を結核療養所

から精神療養所に転換いたしまして、約現在二十

ほど持つておりますけれども、これが地域的に非常にバランスが、特別の使命を持って設置してい

ないものですから、特に大阪地区には國立の精神療養所が、奈良の松籟荘というのが一番距離

近くのところではございます。そういうところ

でたゞいま結核と精神の合併症の問題ができるだけ対応するように指導してまいりまして、現在全

入院患者の八%ぐらいが肺結核を持つておる患者

を収容いたしております。この点につきましては、

公衆衛生局からも答えましたように、かなり地域

性で、県の衛生行政の一環として結核と精神の合

併症が発生した場合どこで収容していくかといふ

ことは衛生部長のやはり十分考慮しておかなきや

ならぬ問題でござりますので、われわれも國立と

してはこれに御協力すると同時に、行政的には結

核と精神の合併症とともにこれから老人病的な要

素も強くなりますし、そういう意味で、それぞれ

の地域においてそういうベッドの確保といふよう

な問題を検討していくただいて、精神病床の設置が

必要ならばこれに助成していく、こういうよ

う形をとるべきだと、國立は当然その一環としてす

べて転換して、精神療養所としての機能あるもの

はその地区で、もともと結核から転換したもののが

大部分ござりますので、結核との合併症を担当す

る、こういうふうにしていきたいと、こう考えて

おります。

○斎藤タケ子君 今後やるんですね、それ。いま

どういう状況になつておるかというたら、この地

域の精神病との併発患者の最近の行き先をちょっと調べてみた。そうしますと、これは原山高原サナトリウムに四人、それから三重県の小山病院に三人、岡山の万成病院に二人、これ全部國立です。どうやらでしょ。國立はそういう役割りを果たすか。違うでしょ。国はそういう役割りを果たすか。違うでしょ。大阪市内で発生した患者はもう何十カ所いうさがして、三重県だと、岡山あたりまで手を伸ばして収容しなきゃならぬという実態になつていい。これは府県の衛生部長が腹をきめてやらにやらぬと同時に、厚生省の行

政として、医療行政としてこういう患者さんの扱

いについてどうするかという基本的な行政上の基

本をお立てにならないと、これは府県でかつてにやれいいうたつて、大阪市のどまん中で起こったことを大阪府下で片がつかずに、奈良県にも聞き、京都にも聞き、三重県にも聞き、岡山にも手を伸ばしてやつと一人の患者に對処しているという実態なんです。こういう実態というものはまともな

医療行政じゃない。まともな医療行政になるよう

にするためには厚生省がどうするかといやつぱりかまえですよ。基本的なかまえが大事だと思う

ので、医務局長おっしゃったように、結核療養所が精神に変わっているからそこらがやりやすい言

うておられるのだから、局長が思つておるだけではこれはならぬですよ。それが併発患者を収容で

きるような体制をこれは至急におやりになります

か。

○政府委員(三浦英夫君) おお、お手上げ申しあげましたとおり、精神と結核の合併症の患者の問題につきましては私も非常に頭を悩ましております。

現在こういう合併症のベッドが、精神ベッドが二十六万床のうち現在四千三百床しかないのが現状でございます。今後特に精神対策につきましては、

こういうベッド数を國公私立合わせて、相ともどもに地域の実情によつて充足をはかっていくよう

に行政指導していくつもりでおる次第でござります。

○政府委員(三浦英夫君) 先ほども申し上げておきましたとおり、精神と結核の合併症の患者の問題につきましては私はとにかく困るわけですよ。感染源を

さしますではとにかく困るわけですよ。感染源を

まきちらす開放性の結核患者で精神病患者が野放

しにされたんじやこれは話にならぬ。早急にやられ

り合併症の患者を扱える國立の医療機関でそういう施設を急速に整備するといつて対処をしてい

ただかなければ、これは絶対量がたいへん足らぬ

のでもう苦慮しておりますでは話にならぬと思うんですよ。その辺はつきりしといてください。急速にその対策を対処するかどうか。

○政府委員(滝沢正君) 先ほど来御説明いたしてますように、わが国の國立病院、療養所は陸海軍

當時の傷痍軍人療養所、病院を引き継いだのですがございませんして、これを計画的に整備したものではございません。したがって、今後新たにそういう国立の精神療養所をそういう目的のためにつくれるということであれば、今後のこれはきわめて重要な課題になるわけでございますが、現状ではわが国的精神ベッドは私立が大体八五%を占めて一五%が国立、公立等でございます。そういう実態を踏まえまして、私立病院といえどもかなり規模の大きい機能のいいものもござりますので、私は何も特殊な目的のものであるからといって国立ですべてやらなきいかぬというのではなく、わが国の精神医療の実態から申しますと、公私を問わず、その地域にその必要性があればやはり助成してその整備をしていくと、あるいは運営についても配慮をしていくと、こういうような考え方方に立ちませんと現実的ではないというふうに思っていますので、今後結核の推移によっては一部精神療養所に転換する施設もなしとしないでござりますが、やはり結核の重要性が本命でございますので、結核の療養所としての運営の見通しの立った上でございませんと積極的な精神療養所の転換は困難でございます。ただ一つ両方をあわせ持つて運営することの可能性は私は検討する必要があろうと思うております。結核療養所の中に特定な地域によつては精神ベッドというものを持つというふうによる合併症の対策と、いうのもこれは不可能ではないと思います。その点については十分検討する必要があるうと、こういうふうに考えております。

わけです。結核療養所が旧陸軍傷痍軍人療養所を引き継いだものでと何べんもおっしゃいますけれども、そんなことをいつまで言うてたら話にならぬですわ。もう三十年になりますが、間もなく、一体三十年何しとったんや、いうことになりますよ、そんなこといつまで言うてたら話にならぬ。それに、それじや結核対策の医療行政ね、傷痍軍人療養所のままで不十分でございまして、ございましてばかり三十年言うてきたんかと。そんなばかなことを局長が何べんも言わぬほうがよろしいですよ。實際。それはしようがないですわ、現状がそうなんだから。しかし、私が申し上げたのは、少なくともそういう必要度があればと局長おっしゃりますけどね、必要な実態というものを明確にして御希望申し上げているんですよ。さしあたつて、少なくとも国立の一ヵ所にどつかでもそういうものをおつくりになると、一ヵ所といつても、これはどこでも一ヵ所じや困りますけれどね。そうして民間も含めて医療体制を整えていくといふうなかまえがあるのかないのかということでも大違いですかね。そのことで特に聞きをしとおるわけですよ。これはもう一つやるという気があるのかないのか、さつきの話を聞いてるとわからぬですかれども、最終的にこれだけ重大問題に集中的な典型的問題になつているところを具体的として出しているわけですからね、少なくともほつておいてよろしいということにならぬと思うんですね。大臣どうですか、これはいまお聞きいただいておりましたのですけれども、一べんにどんなびしゃりと出ないのかもわからませんけれども、ほつてはおけないという事態だけは明らかだと思う。どういうふうに早急に対処されるおつもりなのか、決意なり御計畫なりをお伺いしたいと思います。

る。特に所得の低い方々の層の中に出でておるといふことは私もよく承知をいたしております。さらにまた全国的に見ますれば老人階層のほうに非常に多くなってきてる。そういうふうないろいろな問題、実は承知をいたしております。

そこで、さしあたりいまの集中的に発生しておる地域についてどうするかということとございまが、これはもう国も県も民間も一緒になつてやはりこの問題に取り組むということは私は絶対必要な問題だと思います。そこでこういう問題については大阪ばかりではありません、東京もありますし、名古屋もあります。そこで、そういう当該府県の知事がまずどういう体制で臨むかということをまず計画的にきめてもらう。それに対して国はできるだけの援助をする、こういうたてまえで臨みたいと思います。したがいまして大阪府では衛生部が、大阪府の知事がどういう考え方を持っているかということがから始まりまして、早急にこういう問題を解決するための計画を具体的に大阪なら大阪、名古屋なら名古屋、具体的にその計画を立てさせて下さい。これはどうか私のほうにおまかせいただきたいと思います。しかし、その場合に何でもかんでも国だ、国公立だといふわけにはまいりません。これは実際、もう先生自身そうおっしゃつてあるんですから、民間の医療機関にも御協力をいただきながら、それにまつま申し上げましたような精神病と結核についての合併病棟の建設の問題とかいろいろあります。そういう問題については大阪府のほうと相談をいたしまして具体的な計画を立てます。そして必要があれば国の療養所の中に一棟ぐらい建てるとかいろいろなことをやつぱりやつていかにやあなりませんから、こういうふうなことを具体的にきめるようについたしたいと思います。

○斎藤タケ子君 この法案と直接関連をいたしまして少しお聞きをしておきたいのですけれども、特に私は医学医療の進歩の中で、たとえば定期健診を今度の改正案のように小学生一回、中学生一

この定期健診に対するということについて特別な考え方があるかないかということを考えているわけではありません。BCGの効果というのは十年程度の効果を持つというふうなことがすでに学問的に確認をされているという実態でござりますから、それはそれとしていいと思ふんです。ところが、そういうふうに定期健診が少なくなるということが引き続き結核対策の軽視につながるということになつてはならない。そこが非常に大切だと思います。

そこで、特にお聞きをしたいのは、たとえば高濃度汚染地域ですね、いま申し上げたような、集中的蔓延地域、つまり罹病率、発生率の高い地域、そういうところの対策、それから先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは数値をあげて言いたいと思ひましたけれども、中小零細企業の労働者の中にたいへん罹病率あるいは感染患者の発生率というのが大企業と比べますと半分ないしときによつたら四分の一ぐらいの違いが出ているわけですね。そういう点で、低所得者を含めての中小零細企業の労働者、低所得者層に対する健診ですね、健診の度合い、こういったものについてどうするかという点を、その辺が学童生徒の減った分がどうなるんだという内容については、これはどういうふうにお考えになつていてお聞きをしたい。

○政府委員(三浦英夫君) これから結核対策につきましては、先生御指摘のとおり、そういう高濃度の地帯とかあるいは中小企業と、そういう面に総力をあげていく必要があることはまさに同感でございます。そういう関係から、私どもとしても、たとえば高濃度地域に対しても毎年集団健診として定期にやっている定期健診のほかに、定期外の健康診断という措置もやっております。これにつきまして、たとえば予算措置等につきましても、四十九年度は四十八年度に比べて三割増の予算措置をしておりますので、それだけより濃度を濃くして定期外健康診断等をそういう高濃度地帯に対してやり得るものと思っております。なお、それ

から中小企業の方あるいは高年齢層の方、いままで定期健診で受診率の悪かった方はこういう方々が悪かっただわけござります。学童が九〇何名の受診率に対して、こういう方々は五〇%程度でございました。幸い私ども都道府県あるいは結核予防会等に、たとえばレントゲン自動車にいたしましても、全国で六百五十台を保有しております。そういうものを学童健診から、そういう、これからの方々の結核対策の必要なところへ集中的に対策を持つていく、あるいは保健所の保健婦等の家庭訪問等につきましてもそういうところに集中していく、こうしたことの対策をやっていきたいと思っております。

○畜脱タケ子君 もう一つ結核に関連してお聞きを  
をしたいんですが、これはもうすばり聞きますけれども、先ほどからの質疑の中でも明らかなようになりますのは、結核療養所における患者、入院患者が、年齢的に五十歳以上の老齢者が半分になっているといふ実情なんですね。そこで、最近問題になつておりますのは、結核療養所に長期療養をしておる老人対策ですね、老人福祉対策について、これは一般の国民に対する老人福祉対策と同じような施設をしてもらいたいという御意見が非常に強く出でおります。で、もう時間がありませんから簡単に要点だけ申し上げますが、老齢人口が非常にふえておるという中身を見ますと、たとえば東京の国立中野病院では六十歳以上の患者さん百五十人ですが、それから大阪の貝塚千石荘病院では六十歳以上は百七十人というふうな状況になつて、立中野病院では六十歳以上の患者さん百五十人ですが、老人クラブの運営助成というのを地域別にしておられるんですね。病院の療養中の者には、そういう状況になつておるようですけれども、これで、長期療養をしておる年寄りが、たとえば中野地域、中野病院のその地域の老人クラブへ出ていくかもわからぬけれども、そう簡単に出ていられないだらうし、出ていったら地域の人たちはあ

人クラブに対する運営助成をやつておられるわけ  
で、当然老人の生きがい対策として、せっかく老  
人クラブに対する運営助成をやつておられるわけ  
ですから、病院療養患者の老人に対する老人福祉  
対策、これは同じようにおやりになる必要がある  
んじやないかというふうに思うんです。現に、こ  
れは東京でも京都でも——中野の療養所では中野  
区が認定をして正式に助成をしておるようです。  
大阪府でも、これは、結核療養者については、十  
人以上の六十歳以上の人たちがつくるということ  
であれば助成の対象にしようということで検討し  
ておるようです。それから京都でもすでに認定を  
して助成をしているというふうなことが出ており

ますけれども、厚生省としてはこうした点については、長期療養患者の特に老人福祉対策について、老人クラブの助成も含めてどういうふうに考えになつておるかお尋ねをしたい。

○政府委員(高木玄君) 現在、老人福祉対策として老人クラブに対しても助成をいたしておりますが、たゞいま先生申されましたように、老人クラブと私どもが申しておりますのは、地域の老人が自主的に組織いたしまして、教養の向上なり健康の増進なり、レクリエーション等の活動を行なうものであります。現在考えておりますのは、地域の在宅老人の福祉対策としての老人クラブの助成を考えているのでございまして、結核療養所等の施設に入所している老人についてこの助成を及ぼすことは現在考えておりません。これより施設内の老人の問題は、施設内部の老人の方々の待遇あるいは生活指導の問題であろうと用いまして、いま私どもの考えておられます。地域の在宅老人福祉対策としての老人クラブ、これとはだいぶ違う、かように考えております。

○番替タケ子君 従来のあなたの方のとつておる方針というのは、私十分に存じ上げておるわけですが、しかし、一ヶ月や二ヶ月病院に入院して、そこでの老人福祉対策をやりなさいと言つておるのじゃがないのです。先ほども申し上げたように、入院患者の中でも二四%、約四分の一は治療効果の見込み

立たないといふうな人たちも含めて、しかも五十年以上の入院患者というのは過半数に至つておるという状況の中で、長期療養患者は、長期療養の患者だということで、国の老人福祉対策に適用されないというのは、これまたおかしな話なんですね。これは局長、おかしいとお考えにならぬですか。いま入院している年寄りは、老人福祉対策はやらなくてよろしいということですか。

○政府委員(高木玄君) 私どもの現在行なつております老人クラブ福祉事業は、性格は地域の在宅老人の福祉対策だということを申し上げたわけであります。施設の中での老人の問題でござりますが、これはもう申すまでもなく、たとえば老人が最もたくさんいる施設は老人ホームでございます。老人ホームには老人クラブというものはないわけでございます。この老人ホームに入つておられる方々の老人の健康増進なり、レクリエーションというようなものは、その施設において、施設の長の責任においていろいろと処遇をいたしておりますわけでございます。そういった施設内部の老人の処遇の問題、あるいは生活の指導の問題、こういった問題と、地域の在宅老人の対策、これはおのずから別のものであろう、かように考えます。

○答脱タケ子君それは老人ホームでは老人対策、老人クラブをつくつてないというのは、老人ホームのものが老人福祉対策事業でしよう。結核療養所というのは老人福祉対策の施設じゃありませんよ。少なくとも長期入院をしておるということことで、在宅というけれども地域へ帰れないでしようが。だから、いままでやつていなければ、そういう人たち、一年寄りの生きがい対策なんでしょう。生きがい対策なら、長期療養の患者さんのお年寄りにも、老人福祉対策を考えると必要はないかと言っているのです。現に必要があると認めて地方団体ではやり始めているといふ実例を私は先ほど申し上げたんです。えらいかなないです。(笑聲)

○政府委員(高木玄君) 私の申し上げておるのは、いま私どもがやつておりますものは性格が

違うということをございまして、施設の中にいる老人について、その方々の問題について、老人クラブが目ざしているようなものが不要だと申しているのでございません。しかし結核療養所等に入つておられる患者としての老人の方々は、第一義的には疾病的療養に専念するという目的のために入つておるので、一般的な老人福祉対策の観点とは違う、その施設の中で、医療と並行してどのような生活指導がしかるべきかという問題になつてくるわけでございまして、これはそれぞれの施設の長が適切な措置を講すべき問題であろうと、かようになっておるわけであります。

○沓脱タケ子君 そうすると、たとえばハンセン氏の患者さんも同じですか。結核療養所の所長といふのはあれですか、老人福祉対策も義務づけられているのですか、いまの話だったら。そんなことないと思うのだ、やっぱり実際上、現状は地域対策だけれども、実際には、あなたのところのあれでしようがな、規則でも、五十人以上まとまつたら老人福祉クラブつくるといって、それ助成するいうてちゃんと書いてあるんやないか。現に中野療養所では、百五十人が、それから千石荘では百七十人寄つて、月に一べんぐらい寄つて、茶話会開いたり、演芸会開いたりしておるわけですが、実際には、だからいまではおやりになつておらないけれども、考えて助成をしていくといふうにお考えになるべきではないか、結核療養所だとかハンセン病だとかいうふうな療養所で長期間に、しかもお年寄り、老齢者の患者さんがたくさんまとまっておられるところ、これは絶対安静で寝てる患者さん引つ張り起こして老人クラブに参加せいとは言つておらぬですよ。病床が病状だから言つておるわけで、必要性から出でる要求なんんで、大臣どうですか。どうも局長えらいかたくなにおっしゃいますけれども、新たにそういうことを御検討になる方向をお持ちかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。



れるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずること。

一、戦傷病者に対する障害年金等における内科的疾患の認定基準については更にその改善に努めること。

一、戦後三十年近くも経過した今日、なお残されていいる未処遇者について早急に具体的な解説を講ずること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の遭遇の改善をはかること。

右決議する。

以上ござります。

○委員長(山崎昇君) ただいま須原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よつて、須原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(山崎昇君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎昇君) 国民年金法等の一部を改正する法律案、児童手当法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題とし、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を順次聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました国民年金制度については、老後保障のささえと

なる年金制度に寄せる国民各層の期待にこたえます。今後さらに本制度が老後生活のささえとしてその効果を發揮していくためには、受給者の最も多い福祉年金についてその内容を一段と充実させるとともに、拠出年金について将来にわたり適正な給付水準を確保するため年金財政の健全な運営をはかつていく必要があります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金の額を大幅に引き上げるとともに、拠出

年金の支給要件等の緩和は本年十月から、保険料の額の改定は昭和五十年一月から、年金受給権を担保とする金融は政令で定める日から、それぞれ実施することといたします。

なお、年金額の引き上げ、母子・準母子福祉年金の支給要件等の緩和は本年十月から、保険料の額の改定は昭和五十年一月から、年金受給権を担保とする金融は政令で定める日から、それぞれ実施することといたします。

第五に、年金受給権を担保とする金融につきましては、年金福祉事業団にこれを行なわせることとしております。

千百円とすることとしたしております。

第六に、年金受給権を担保とする金融につきましては、年金福祉事業団にこれを行なわせることとしております。

その額を現行の月額九百円から二百円引き上げ、

水準の大幅引き上げと年金額のスライド制の導入を柱とした画期的な改善充実を行なったところであります。今後さらに本制度が老後生活のささえとしてその効果を発揮していくためには、受給者の最も多い福祉年金についてその内容を一段と充実させるとともに、拠出年金について将来にわたり適正な給付水準を確保するため年金財政の健全な運営をはかつていく必要があります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、

年金額の引き上げ、母子・準母子福祉年金の支給要件等の緩和は本年十月から、保険料の額の改定は昭和五十年一月から、年金受給権を担保とする金融は政令で定める日から、それぞれ実施することといたします。

なお、年金額の引き上げ、母子・準母子福祉年金の支給要件等の緩和は本年十月から、保険料の額の改定は昭和五十年一月から、年金受給権を担保とする金融は政令で定める日から、それぞれ実施することといたします。

以上の点がこの法律案を提出する理由であります

が、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 衆議院議員橋本龍太郎君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分につきまして私からその内容を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を、昭和四十九年度における特例措置として、厚生年金保険及び船員保険にあっては三ヶ月繰り上げ八月、国民年金にあっては四ヶ月繰り上げ九月とするこ

と。

第一に、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を、昭和四

十九年度における特例措置として、厚生年金保険及び船員保険にあっては三ヶ月繰り上げ八月、国民年金にあっては四ヶ月繰り上げ九月とするこ

と。

第二に、各福祉年金及び老齢特別給付金の額の引き上げ並びに母子福祉年金及び準母子福祉年金について月額七千五百円から一万一千三百円に、

二級障害について月額五千円から七千五百円に、から七千五百円に、障害福祉年金の額は一級障害

について月額七千五百円から一万一千三百円に、

引き上げ並びに母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給の対象となる子等の障害の範囲の拡大の実施時期を昭和四十九年十月から同年九月に繰り上げること。

第三に、各福祉年金及び老齢特別給付金につい

て、昭和四十九年度における特別措置として、昭和四十九年九月の支払い期において同月分までを支払うものとすること。

第四に、厚生年基金の加入員にかかる厚生年金保険の保険料率を、昭和四十九年十一月から千五百円に引き上げることといたしております。

第五に、厚生年基金の加入員にかかる厚生年金保険の保険料率を、昭和四十九年十一月から千五百円に引き上げることといたしておきます。

第六に、厚生年基金の加入員にかかる厚生年金保険の保険料率を、昭和四十九年十一月から千五百円に引き上げることといたしておきます。

第七に、厚生年基金の加入員にかかる厚生年金保険の保険料率を、昭和四十九年十一月から千五百円に引き上げることといたしておきます。

以上がこの法律案を提出する理由であります  
が、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可  
決あらんことをお願ひ申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 衆議院議員橋本龍太郎君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 児童手当法等の一  
部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分に  
ついて私からその内容を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、児童扶養手当及び特別児  
童扶養手当の額の引き上げ、児童扶養手当の支給  
対象児童の要件の緩和並びに特別福祉手当の支給  
を昭和四十九年十月から同年九月に繰り上げるこ  
と。

第二に、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び  
特別福祉手当について、昭和四十九年度における  
特例措置として、昭和四十九年九月分を同月に支  
払うことができるものとすること。

第三に、特別福祉手当の認定の請求の手続を昭  
和四十九年九月一日前においてもとることができます  
るものとすることです。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山崎昇君) 以上で両案の説明聽取は終  
わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会





昭和四十九年五月二十八日印刷

昭和四十九年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W